



時報 しやりんけん

第5号
2012

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

特集

第5回社会倫理研究奨励賞	1
全体講評	小林 傳司 2
最終候補論文（佳作）講評	5
第5回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿	
分配的正義論の構造と意義—なぜ／いかにして分配の倫理が問われるのか？	
玉手慎太郎	6

インタビュー

東京大学生命・医療倫理教育研究センター 児玉 聡 10

学界報告

オーストラリア便り マイケル・シーゲル 16

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム
「脳科学に何が期待できるのか？—脳研究の最前線と倫理—」
鈴木 真 19

活動報告

2011年度懇話会報告 22

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告 マイケル・シーゲル 28

「科学技術と倫理」研究プロジェクト活動報告 鈴木 貴之 30

シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告 三好千春 32

社会倫理の道標

“ソーシャル” なところを考えるための十冊 土屋 耕治 34

ルワンダ視察報告 大庭 弘継 38

研究所活動記録

平成23年度（2011年度）活動記録 44

研究所主要スタッフ研究業績 46

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録 49

南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ2012 52

編集後記 54

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

時の経つのは速いもので、「時報しゃりんけん」も、創刊後5回目の発刊を迎えることになりました。年々、研究所としての研究活動も、無理をすることなく範囲を徐々に拡大してきているとともに、個々の内容も深まりを見せています。その結果、活動報告の紹介等も幅広く多様なものとなり、実際の編集作業を担当する専任の研究所員・事務職員の嬉しい悲鳴も聞こえてきます。また、こうした活発な活動を支えてくれているのは、専任の研究所員・事務職員は勿論のこと、金銭的な見返りが全くない中で多大な協力を惜しまれない大学内外の方々の存在です。誤解を恐れずに言えば、日常的な活動において最も「暇な」立場の所長として、大いに反省するとともに、今後のご協力を心からお願いする次第です。

昨年度の活動で特筆すべきは、一昨年度に受賞者を出すことができず、存続に一抹の不安さえ覚えた社会倫理研究奨励賞に、11編のいずれも力作が応募され、受賞者を選出できたことです。詳細は小林委員長らの講評に譲りますが、若手の研究者にとって何らかの励みになればと願っています。

特集

第5回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第5回の募集は、2010年12月1日から2011年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて11篇の応募がありました。そして、2012年2月18日、第5回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、

玉手慎太郎「『基礎的ケイパビリティの平等』の定式化とその含意—センの規範理論の明確化のための一論考—

（数理学会会編『理論と方法』vol. 26 no. 2, 2011年9月30日, 339-354頁）

と決定致しました。

なお、最終審査に残った最終候補論文（佳作）は以下の4篇です（順不同）。

本田康二郎「テクノ・パブリックの時代—ハイテク大衆化文明における科学技術倫理と消費者倫理」（『社会科学』第41巻第1号）

小島秀信「伝統・市場・規範性—エドモンド・バークとF・A・ハイエク」（『政治思想研究』第11号）

藤村一郎「吉野作造と満蒙特殊権益—門戸開放と中国「保全」」（杉田米行編『1920年代の日本と国際関係—混沌を越えて「新しい秩序」へ—』春風社）

羽鳥剛史「ナショナリズムと市民社会の調和的關係についての実証的研究」（『人間環境学研究』第8巻2号）

第5回社会倫理研究奨励賞選定委員会

小林傳司【委員長】	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	科学哲学・科学技術論
伊勢田哲治	京都大学大学院文学研究科 准教授	科学哲学・倫理学
花井 敏	南山大学経済学部 教授	日本経済論・マクロ経済学
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
大庭弘継	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	国際政治学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学・応用倫理学

全体講評

第5回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 小林傳司

今回の社会倫理研究奨励賞の選考についての全体講評を述べるにあたって、どうしても避けて通れないことが一つあります。それは、昨年3月11日に起こった東日本大地震とそれに続いて起こった福島原子力発電所の事故のことです。例年ですと、本賞の授賞式は今年同様3月中旬に行われていたのですが、昨年度は受賞者なしという結論を2月19日に決定しており、授賞式は行われませんでした。もし行われていれば、おそらく地震の直後ということになっていたのだと思います。

そこで、最初に少し東日本大地震と原発事故について触れたいと思います。

歴史的に見ても、大震災は社会に強烈な影響を与え、人々のものの考え方に大きな変化をもたらすことはよく知られています。例えば、過去の地震でまず思い出されるのはリスボン大地震でしょう。

1755年11月1日に起こったリスボン大地震はイベリア半島全体を襲い、リスボン市街をほぼ完全に破壊し、火災そしてその後津波を引き起こしました。死者は1万人とも4万人とも言われています。カントがこの地震に深い興味を抱き、地震の原因についての理論構築を行っており、これが近代の地震学の出発点と言われています。

しかし何より有名なのは、社会哲学的な議論に与えた影響です。この地震の大惨事に衝撃を受けた啓蒙思想家のヴォルテール (Voltaire) は、当時の流行の神学である「神の摂理 (Divine providence)」を強烈に批判する詩篇や作品を発表したのでした。作品として有名なのが「カンディード (Candide)」です。「神の摂理」の議論は簡単にいえば、神が存在するならば神は完全であり、神が完全であるならば神は賢く (omniscient)、万能で (omnipotent)、正義に適っている (omnibenevolent)。この世のすべての事象は神の摂理に従っているという考え方のことです。つまりすべては善であるという楽天主義であり、地震についても天の配剤 (God's care) という一種の弁神論 (theodicy) が引き出されることとなります。ヴォルテールはリスボン大地震の惨事を見て、この楽天主義を正面から否定し、「すべては悪である」と主張したのでした。そして、地震が示していることは、自然が人間には全く無関心であるということだと

言ったのです。楽天主義もヴォルテールの議論も人間の無力感の表現であり、当時のリスボン市民にこれを避けるすべはなかったと考える点では共通していました。そして、近代の工学的想像力は、この人間の無力感への対抗を目指すものでした。

しかし、ルソーはヴォルテールを批判して、異なる論点を出しています。つまり自然条件に配慮して暮らしていればこの被害は避けられたのではないかというのです。リスボンに6階建てや7階建ての住居を2万件も密集して立てていなければ、これほどの被害はなかったのではないか。「世界の秩序は私たちの気まぐれに従って変わらなければならない、自然は私たちの法に従わなければならない、自然に対してある場所での地震の発生を禁じるために、私たちはそこに一つの都市を建設するほかはない、とでも言うべきなのでしょうか」、これがルソーの批判点でした。自然条件への配慮を怠ったのではないかというのです。

おそらく、ここには人間が自然とどのように付き合うかをめぐる根本的な問いがあるのでしょうか。科学技術の成果は現代社会の文明の成立条件です。しかしこの成果の使い方がこれでよかったのか。どのような社会の実現のために科学技術の成果を利用すべきなのか、これは勝れて価値にかかわる問いであり、社会倫理という問題の中核に位置するものではないかと思います。

関東大震災の後にも実はそのような議論がありました。阪神淡路大地震の後にもそのような議論がありました。しかし残念なことに、この種の議論は短期間で忘れ去られ、平常の生活に戻っていったのでした。今も少しそのような傾向が見られます。根拠なき楽天主義とでもいうべき傾向です。現状を改めて考えてみれば、少なくとも原子力発電所の問題やエネルギーをめぐる問題は、まさにこれから始まるという段階だと思います。何も解決などしていないのです。

ご承知のように、ドイツはこの事故をきっかけにあらためて脱原発に舵を切りました。この政策変更の際して、ドイツが検討のために作ったのが「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」という名前の委員会であったこともご存じだと思います。「倫理委員会」なのです。この委員会



のメンバーには、政治家はもちろん、産業界の代表、社会学者、工学者、哲学者、経済学者、大司教などの宗教関係者、労働組合など多様な人々が含まれています。そしてエネルギー政策の議論は「倫理委員会」の名の下で行われたのでした。おそらくこれはドイツ社会が社会倫理というものをどう理解しているかを表しているのでしょう。

翻って、日本の場合にはどうでしょうか。なかなかこのようなメンバー構成での議論が成立しないように思います。まして「倫理委員会」などという名称が使われることは考えられない、というのが現状でしょう。

しかし先ほど申し上げたように、ルソーの問いは、勝れて倫理的な問いと結びついているのです。おそらく東日本大地震と福島原発が突き付けている問題は、語の真正の意味で社会倫理的な問題なのです。

今回の社会倫理研究奨励賞の選考にあたって、実は応募者に対して気の毒な構造があったかもしれないと思うのです。それは、応募者の論文は3.11以前に執筆されているのですが、審査する側には3.11の経験があったということです。どうしてもアクチュアリティーに対する要求が厳しくなっており、応募論文のほぼすべてに対して、この点で辛い評価になったように思います。来年度の応募論文は、逆に、おそらく3.11を意識せずに書かれたものがほとんどないだろうと予想します。

今回の選定対象は、2010年12月1日から2011年11月30日までの期間に、若手研究者が日本語で公刊した11編の応募論文（自薦、他薦含む）でした。第一次選考において絞られた5編の論文を対象に2012年2月18日に最終審査を行いました。最終審査では、審査員が事前に最終候補論文を綿密に読んだ上で、合議で審査を進めました。その結果、今年度の受賞作は玉手慎太郎氏の「基礎的ケイパビリティの平等」の定式化とその含意になりました。

今回の最終審査には相当の時間がかかりました。このことが、今回の応募論文の性格を表していると言えます。最大の争点は、論文としての水準と本賞の趣旨にかなうかどうかという点の関係について、審査員の意見が分かれたということでした。もとより日本で「社会倫理」という言葉が十分な市民権を得ているとは言い難い状況にあり、応募論文は既存の専門分野を念頭に執筆されているわけです。その結果、論文としての水準は高いが、それはこの論文の想定している専門分野において、という意味であって、社会倫理研究という観点から見ると不十分ではないか、という議論になったのでした。

例年同様、どの論文も一定の水準には達しており、例えば学会誌などの査読は十分クリアするものでした。これはいいかえると、それぞれの著者の学会のお作法や相場観に適ったものであったということです。しかし、社会倫理研究奨励賞については、いわゆる学会のお作法という評価軸とは異なる評価軸を設定し、挑戦的な論文を奨励することを目指しています。この点で、先に述べた事情もあり、今回は例年以上に議論になったということをご報告しておきたいと思います。

今回の最終候補論文は、アマルティア・センの規範的理論を扱った受賞作から、科学技術が社会に浸透しハイテク大衆化文明とも呼べる状況になっていることへの倫理的検討、伝統と市場をめぐるエドマンド・バークとF・A・ハイエクの思考の比較対照を試みたもの、吉野作造が昭和期

における現実の政治状況と自らの外交理論をどのような相克のもとに展開したかを論じたもの、市民社会論がナショナリズムの要素とどのような関係を持つかを実証的に調査したものなど、興味深いテーマを扱ったものでした。

候補論文について若干のコメントをしたいと思います。科学技術が社会の中で大きな役割を果たすようになっていく時代を「ハイテク大衆化文明」と呼び、そこでの科学技術倫理を探求した論文は、この問題をめぐる科学技術社会論を中心とした近年の議論を丹念に渉猟した点で審査員の評価は高いものでした。ただ、個々の論点への踏み込みがやや浅く、その結論部分がいささか凡庸なものになっている点にやや難があると感じられました。とはいえ、科学技術を正面から扱った論文が応募されたことは、われわれにとっては大きな喜びでありました。

エドモンド・バークとF・A・ハイエクを扱った論文については、ハイエクという多面性を持つ思想家を保守思想の代表ともいえるバークと対照させることによって、「伝統」と市場の関係についての両者の差異を鮮やかに描いて見せていることが高く評価されました。しかし社会思想研究であればこれで十分と言えますが、社会倫理という観点からは、この論文の結論部分で触れられている、「景観保存問題」への含意が重要と考えられ、そこがやや付け足しのように感じるところに不満が残りました。今後、この問題に本格的に取り組んでいただければと思います。

吉野作造の外交論を論じた論文についても、理論家としての吉野が追求する「普遍的理念的なもの」と当時の日本社会の現実という「特殊現実的なもの」の葛藤を、資料に基づいて丹念に分析する手際は鮮やかなものでした。しかし社会思想史の研究としては大変優れたものでしたが、社会倫理的観点からの議論がやや少なく、選に漏れることになりました。

市民社会論とナショナリズムの関係を論じた論文は、大変ユニークなもので審査の際にもかなり議論になりました。市民社会論の系譜には国家との相互補完的役割としてそれを把握するものと、相互対立的役割としてそれを把握するものに大別されますが、この論文ではそれを二つの仮説として設定し、インターネットによる社会調査で検証しようとしています。このような試み自体が大変ユニークな社会調査であり、通例、規範的議論として構成されることの多い市民社会論の新たな議論様式を生み出そうとしている点は高く評価されました。他方、このような社会調査の結果が、規範的な議論とどのような関係を持つのかという点では、著者の規範意識が密輸入されているかのような論調も

あり、疑問も残ります。とはいえ、斬新な手法による論文であり、今後、社会思想の研究者との協働を深めることによって、より十分な内実を備えた論文になるのではないかなというのが、審査委員の一致する意見でした。

今回受賞作になったのは、アマルティア・センの規範的理念をめぐる解釈の混乱状況を整理し、その原因がセンの立論の中に潜んでいることを指摘した玉手氏の論文でした。この論文は、センの主張がケイパビリティの平等ではなく基礎的ケイパビリティの平等にある点を明確にした点、形式化という手法により概念間の複雑な関係が明瞭に規定できることを示した点などにより高く評価されました。もっとも、基礎的ケイパビリティの形式化による明晰化という収穫が、平等をめぐる規範的議論にどのような影響を与え、どのようなことが新たに言えるようになるのか、といったことについては、アンダーソンによる責任平等主義への批判において若干論じられているだけであり、やや食い足りない感もあります。とはいえ、論文の趣旨としても「抽象的な次元でBCE（基礎的ケイパビリティの平等）の特徴と含意を整理したことによって、さまざまな課題に取り組むための議論の土台を形成」することにあると書かれており、その趣旨は相当程度達成されていることは認められます。本論文に示された、問題把握の適切さ、明晰化に向けての理論的分析能力の高さは、今後の研究の展開を期待させるものであり、審査員一同、社会倫理研究奨励賞に相応しいと判断しました。■



最終候補論文（佳作）講評

本田康二郎「テクノ・パブリックの時代—ハイテク大衆化 文明における科学技術倫理と消費者倫理」

本論文は、最新のハイテク機器が消費財として流通する現代社会において、技術製品が社会集団の世界認識や生活形式に多大な影響を与えている中で、それらに無自覚的に共有する消費者集団（「テクノ・パブリック」と名付けられる）を想定し、技術製品市場を健全に機能させるための条件として、科学者や技術者の倫理だけでなく、テクノ・パブリックの倫理の必要性を主張するものである。視点として興味深く、先行業績の跡づけも丁寧であり、内容的にも一定の水準にあるものと評価できる。他方、私見の展開が不十分であり、単なる先行業績からの帰結にすぎないとの印象を払拭しえない。また、そもそも、テクノ・パブリックの倫理といったものを想定できるかも、解決困難な前提問題として存在している。さらなる精進を期待したい。

小島秀信「伝統・市場・規範性—エドモンド・バークと F・A・ハイエク」

本論文は、伝統と市場の関わりについてのハイエクの思考のうち、バークから受け継いだ部分と独自の部分（内容無規定的伝統主義）をそれぞれ明らかにしている。学術的には十分オリジナリティのある興味深い

論考になっており、伝統と市場の関わりが非常に今日的な問題であることも言を俟たない。ただ、本質の趣旨から言えば、本論文で明らかになったハイエクの立場が現代的な問題にどう関わるかについての議論がほとんどないことが問題となった。

藤村一郎「吉野作造と満蒙特殊権益—門戸開放と中国 「保全」」

本論文は、選定委員会において高く評価された論文であった。他方、吉野に限らず、政治（思想）家は常に自らの政治的理想と現実政治の間のギャップに苦悩煩悶するものである。とすれば、吉野個人の苦悩が社会倫理一般の問題であることを示す必要があったのではないか。日本近代政治（思想）史研究としての完成度は高いので、それを普遍的問いと関連させる作業が望まれた。

羽鳥剛史「ナショナリズムと市民社会の調和的關係につ いての実証的研究」

本論文は、「市民社会（家族、組織、地域社会）」と国家（ナショナリズム）との関係が、果たして相互に対立的・代替的であるのか相互に補完的・依存的であるのかを実証的に明らかにしようとしている。そのために、ヘーゲルの精神現象学に基づいて、家族、組織、地域、国家に関する共同体意識を量る質問項目を作成し、400名を対象にアンケート調査を実施し、調査データの相関分析と因子分析を行った。その結果、市民社会と国家が相互に補完的な関係にあるという仮説は否定できないという実証結果を得た点は評価できる。しかし、調査対象者がなぜ市民社会と国家が相互補完的であると意識しているのかについて、考察していないのは残念である。また、人々が実際に考えていることと、ヘーゲルの哲学的洞察との関係についても、より慎重な姿勢で検討する必要がある、今後の研究の進展に期待したい。



分配的正義論の構造と意義—なぜ/いかにして分配の倫理が問われるのか？

第5回社会倫理研究奨励賞受賞 玉手 慎太郎

このたびの社会倫理研究奨励賞の受賞は、筆者にとって身に余る光栄でありました。とてもうれしく思うと同時に、不安と葛藤の中にあった研究生生活に、一つ背中を押してもらったような気持ちでいます。

筆者はこの講演に、分野を同じくする専門研究者の方々に限らず、広く社会倫理を課題とする多くの方々への貢献を願います。ですので、受賞論文の解説ではなく、まだ十分に理解が広がっているとは言えない「分配的正義論」という研究分野の構造と意義を軸として、この講演を行いたいと思います。

1. 分配的正義論の目的—分配の倫理を問うとはどういうことか？

分配的正義論とはどのような学問であろうか。ジョン・ローマー (John E Roemer) によれば、分配的正義論とは、「社会や集団は、その希少な資源または生産物を、必要または要求が競合している個人の間で、どのように配分すべきか」を問う研究である (Roemer 1996. p.1, 邦訳 11 頁、ただし訳文は原文を参照の上変更している)。

しかし、社会における希少な財の分配を論じる、という課題設定は、ミクロ経済学と何ら変わらない。大きく捉えて言えば、ミクロ経済学は、「財の稀少性」と「各人の選好」の二つを所与として、市場を通して財がどのように分配されるかを分析するものである。たとえば近代経済学に方法論の点で重要な貢献をなしたライオネル・ロビンズ (Lionel Robbins) は、「経済学は、諸目的と代替的用途をもつ希少な諸手段との間の関係としての人間行動を研究する科学である。」と述べている (Robbins 1935. p.16, 邦訳 25 頁)。では、ミクロ経済学と分配的正義論の違いはどこにあるのだろうか。

違いは、配分における「べき」の論じ方にある。近代経済学は、市場を通じた分配によってある種の効率性 (パレート効率性) が達成されることを証明した (厚生経済学の基本定理: Varian 2005. 邦訳 519-526 頁など参照)。近代経済学においては、この効率性は価値判断抜きに肯定されるものと見なされ、そしてこの効率性の達成を唯一の基準として分析が深められてきた。しかしアマルティア・セン (Amartya Sen) が鋭く指摘したように、それは

実際にはパレート効率性という一つの規範を絶対のものとして暗黙に仮定する態度であり、価値判断抜きに成立しているものではない (Sen 1987)。稀少財の分配を決定する規範は、パレート最適性以外のものであってかまわない。これが分配的正義論の起点となる。すなわち、現代において財の分配と言えば市場における分配のこととされているが、実際には経済学が仮定している以上の規範の可能性がある、ということである。

従って、分配的正義論は「記述」としての経済学の分析に「規範」としての倫理を接続する試みではない。むしろ本来的に規範を含まざるをえない (にもかかわらずそれを無視している) 経済学の取り組みに、在るべき倫理を復権させようという試みである。経済学者が (一見したところ倫理学の分野であるような) 分配的正義論を研究することに不思議さを感じる方が少なくないが、以上のような理解に照らせば、この正義はむしろ経済学の中心的課題であるということがわかるだろう。

2. 分配的正義論の意義—なぜ分配の倫理が問われるのか？

では、以上のような分配的正義論の試みにはどのような意義があるのだろうか。ここでは政策的意義について、以下の二点を指摘したい。

第一に、実際に日本では特定の (市場における効率性以上の) 規範に基づいて政策が実行されている。たとえば高所得者から低所得者へと所得を移転する政策は、市場分配によって達成されると想定されるパレート効率性を崩しうるが、必ずしも不合理とは言われない。第二に、規範は政策が説得力を持つうえで必要不可欠である。民主主義社会において、政策は人々の支持を得ない限り実行されえない。政策の依って立つ規範が人々に対して明瞭に展開されない限り、どんなに政策執行者が望ましいと考える政策も実行されることはない。

これら二つの理由の根本にあるのは、そもそも人々は効率性だけを考えて行動しているわけではない、という事実である。近代経済学に基づく政策立案は、この点を見誤っているために、市場原理主義的な方向にバイアスがかけられてしまう。近代経済学は自己利益最大化を目

指す合理的個人を仮定してモデルを立てているため、そこから導かれる政策は効率性以外の価値を推奨するものにはならない。そのため、本来は効率性と異なる価値を実現することを目指していたはずの社会政策が、近代経済学のモデルに落とし込まれることによって、効率性を目指すものになってしまう。後藤玲子の指摘するように、「外的視点を排除しようとする近代経済学のスタンスが、方法的なスタンスにとどまらず、いつのまにか実体的な価値を帯び（外的視点を排除することは望ましい）、市場とは異なる目的を持って登場したはずの社会政策が、結局のところ、自己完結モデルの典型である市場メカニズムの論理を限りなく受け入れてしまうという愚かさに対抗する」ことがわれわれには必要である（後藤 2007, 50 頁）。分配と規範の関係について精緻な理論を立てることは、まさにこのために役立つ。

3. 分配的正義論の構造—いかにして分配の倫理が問われるのか？

つづいて、分配的正義論はどのように分析されるのかを論じよう。分配的正義論をめぐる様々な論点が複雑に絡み合っているが、筆者は以下のように整理することができると思う。

まず、分配的正義論には What と How の二つの問題がある。What の問題とは、対象として何を分配の基準にすべきかの問題である。これはセンの用語で言えば「焦点変数 focal variable」（Sen 1992, p.2, 邦訳 2 頁）の問題である。所得、富、幸福、自由といった変数の内のどれについて人々を比較するのか、という問題がこれにあたる（What の問題は、何を直接に分配するのか、という議論ではない。効用にしてもロールズ的基本財にしてもケイパビリティにしても、焦点変数のほとんどは直接に分配することができない。直接に分配するのはあくまで物質的な財である）。

これに対して how の問題とは、どのように分配を行うべきかの問題である。分配的正義論の議論はながらく「平等」を目標としてきたが、近年では完全な平等だけが目標ではないとして、様々な代替的な議論が提示されている。たとえば優先論（Prioritarianism）は相対的に不利な状態にある人を一定程度優遇することこそが望ましいと論じ、充足論（Sufficientarianism）はある閾値を基準としてそれ以下の状態にある人を優遇すべきだと論じる。よく知られた総和最大化やマキシミン分配もまた、分配原理の一つである。

現代の分配的正義論はジョン・ロールズ（John Rawls）によって拓かれたと考えられているが、これはロールズ

が上記の二点において、それまで広く受け入れられていた功利主義を乗り越えたからである。効用を焦点変数として総和最大化を求める功利主義を批判して、ロールズは what の観点において「基本財」を、how の観点において「格差原理」を提唱した（Rawls 1971）。

そして、分配的正義論にはさらに二つの問題がある。一つは、分配において各人の背景を考慮に入れるべきかという問題である。焦点変数と分配原理を特定することから導かれるのは、すべての人間を分配の受け手として等しく扱う分配であるが、そうではなく、各人の背景によって分配内容に差を生じさせるべきだという主張があり得る。たとえばロナルド・ドゥオーキン（Ronald Dworkin）の主張のように、当の状態に至るまでの各人の責任を考慮して分配を考えるべきだとする態度がそれである（Dworkin 2000）。この、いわゆる「責任—平等主義 luck-egalitarianism」は、すでに広く議論されてきている。

もう一つは、時間軸上における分配の単位の問題である。ふつう、経済学においてはある一時点における人々の状態を対象とした分配が考えられており、哲学においては人々の生涯の総体を対象とした分配が考えられている。しかし、ある時点で成立した分配はその後の各人の活動によって変化していくのであり、動学的な視点においてどのように平等その他の価値を実現すべきなのか、という点が問われ得る。たとえばロバート・ノージック（Robert Nozick）による有名な「パターン付き patterned」分配原理への批判（ある分配が正義に適用なら、そこから自発的に移行した分配も正義に適用ははずだが、そのような移行はあらゆる配分の「パターン」を崩壊させる）は、この問題を考えることを要求する（Nozick 1974, pp.160-164, 邦訳 271-278 頁）。分配的正義論の動学についての研究は多くないが、たとえば Matsuyama & Mori 2011 は、ケイパビリティの次元で分配の動学を分析した研究として注目に値する。

以上より、分配的正義の議論は四つの考察段階を持っていると整理できる。すなわち、焦点変数／分配原理／個人的背景の考慮／時間の考慮である。各々の分配的正義の主張は、これら四つの点のそれぞれについて分析することで、その特性を明らかにすることができる。

筆者の受賞論文もこの整理を念頭に置いてセンの規範理論を整理するものであり、センの「基礎的ケイパビリティの平等」を、ケイパビリティを焦点変数として充足論的な分配を求めるものとして捉えた。このように共通の土台の上で理解することによってこそ、他の規範理論との比較が可能になる。そしてまた、基礎的ケイパビ

ティの平等においては不可避的に第三の論点（個人的背景の考慮）が入りこんでくることを示したことが、受賞論文の一つのポイントになっている。

4. 具体的な規範と民主主義

受賞論文において筆者が定式化した「基礎的ケイパビリティの平等」では、基礎的な諸機能のリスト（生きる上で基本的とされる諸条件）、および「妥当選択集合」の内容（社会は人々の行為についてどの程度まで保障すべきかを定める基準）の二点が、基礎的ケイパビリティの平等を具体化する二つの要因となった（そしてそのそれぞれが、基礎的ケイパビリティの平等をめぐる明確／曖昧二つの論点に対応していた）。しかしそれら二要因の内容については、論文ではオープンなままとした。なぜかという、その具体的内容は民主主義的合意（あるいは熟議）によって決定されるべきだと考えるのが、センに即した態度だと考えられるからである。これはすなわち、「公共的理性 public reason」に決定を委ねるという態度である。

このような態度は、少なくとも一つの側面からみて妥当な態度である。人々が生活する上で最低限必要なものや、社会が保障範囲（たとえば責任の負わせ方）をどう捉えるかということについて、当の社会の外部にいる研究者が決定することは、パターンリズムになってしまうからである。

しかし一方で、「公共的理性」にはうまくゆく保証がないという問題がある。熟議民主主義は、空間的にも時間的にも意見の多様性が担保されることを要求する。従って、熟議民主主義から特定の結論が導かれる、ということを取捨することは、熟議民主主義の本質に反する。熟議に忠実であろうとする限り、その結論については何も言うことができない。

ここには次のような問題がある。熟議民主主義は、当該社会の人々が熟議によって結論を出すという枠組みを示すに留まることによって、パターンリズムを避ける。しかし一方で、熟議の結論について何かしらの言及をしない限り、結論の有用性について何も示すことができない。熟議民主主義は、恣意的であることなしに自身の有用性について述べることができないのである。これが「公共的理性のディレンマ」である（玉手 2012）。このディレンマは、センの規範理論の分析から浮かび上がってくる、一つの決定的に重要な問題である（なお、熟議民主主義を帰結主義的ではなく手続き主義的に正当化する、つまり熟議民主主義は「結果に関わりなく」正当だと論じるならば、その結果の有用性を示す必要はないから、公共的理性のディレンマ

を回避できる。しかしその場合には、熟議という手続きそれ自体の望ましさが独立に論証されねばならないから、別な形で恣意性の問題が生じることになる）。

特定の規範の望ましさを論じることができないならば、そもそも政府は分配に介入すべきではないのではないのか、という批判が当然あり得るだろう。なすべきことがわからないなら、あるがままにせよ、と。しかしここで前半の議論を思い出す必要がある。政府が介入しなかった場合、それによって生じるのは規範抜きのプレーンな分配ではなく、市場における効率性という一つの規範に基づいた分配である。したがって、介入それ自体の放棄は、効率性という一つの規範の無批判な擁護にしかならない。規範は論じられなければならない。だからこそ、公共的理性のディレンマは深刻なのである。

5. 結語

本稿では、分配的正義論の目的とその意義を確認し、さらにその構造を筆者なりに四つの考察段階に整理した。これにメタ理論としての民主主義の問題を含めて、現代の分配的正義論には少なくとも五つの本質的な問題があると筆者は整理する。ここから見えてくる景色はとても広い。目的地を示す地図はなく、北極星も見当たらない。しかし最後に論じたとおり、この分野において論争の回避はなんの解決にもならない。たとえ立ち止まったところでこの場所が目的地になるわけではないのだ。いまここにある規範に満足するわけにはいかないならば、進むしかない。だから筆者は進もうと思う。■

Reference

- Dworkin, Ronald. 2000. *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, MA: Harvard University Press. =2002. 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦（訳）『平等とは何か』木鐸社
- Matsuyama, Jun & Kenji Mori. 2011. "Freedom and Achievement of Well-being and Adaptive Dynamics of Capabilities", *Metroeconomica*, 62(3): 494-511.
- Nozick, Robert. 1974. *Anarchy, State and Utopia*. Oxford: Blackwell. =1989. 嶋津格（訳）『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』木鐸社
- Rawls, John. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Harvard University Press. And revised edition published in 1999, Cambridge, MA: Harvard University Press. =2010. 川本隆史・福岡聡・神島裕子（訳）『正義論 改訂版』紀伊國屋書店
- Robbins, Lionel. 1935. *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, Second edition. London: Macmillan. =1957. 中山伊知郎（監修）・辻六兵衛（訳）『経済学の本質と意義』東洋経済新報社

受賞者プロフィール



たまた しんたろう
玉手 慎太郎

1986年 仙台市に生まれる

現在、東北大学大学院経済学研究科博士
後期課程在学中。

研究領域

分配的正義論、経済倫理学

主要業績

「政治経済学の復権—A. センにおける経済学と倫理学」（守健二との共著、柴田信也編著『政治経済学の再生』創風社所収）
「基礎的ケイパビリティの平等」の定式化とその含意—センの規範理論の明確化のための一考察」（受賞論文）
「書評：Amartya Sen 著 The Idea of Justice」（東北大学大学院経済学研究科紀要『経済学』72（3-4）所収）

- Roemer, John E. 1996. *Theories of Distributive Justice*, Cambridge MA: Harvard University Press. =2001. 木谷忍・川本隆史（訳）『分配的正義の理論——経済学と倫理学の対話』木鐸社
- Sen, Amartya K. 1987. *On Ethics and Economics*, Oxford: Blackwell. =2002. 徳永澄憲・松本保美・青山治城（訳）『経済学の再生——道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会
- Sen, Amartya K. 1992. *Inequality Reexamined*. Cambridge, MA: Harvard University Press. =1999. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁（訳）『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店
- Varian, Hal R. 2005. *Intermediate Microeconomics: A Modern Approach*, 7th edition, New York: W. W. Norton & Company. =2007. 佐藤隆三（監訳）『入門ミクロ経済学（原著第七版）』勁草書房
- 後藤玲子. 2007. 「〈実質的自由〉の実質的保障を求めて——ロールズ格差原理と潜在能力理論的方法的視座」『季刊経済理論』43(4): 41-54.
- 玉手慎太郎. 2012. 「基礎的ケイパビリティの平等の定式化と「公共的理性のディレンマ」」現代規範理論研究会における発表稿（2012年2月25日、専修大学）※未公開

東京大学

生命・医療倫理教育研究センター

児玉 聡 × 奥田太郎

2012年3月某日、東京大学の児玉研究室を訪れ、東京大学生命・医療倫理教育研究センターの草創期から10年近く主要スタッフとしてセンター運営に携わってきた児玉聡氏に、同センターについてお話を伺った。

運営体制について

奥田：設立経緯についてお聞かせ下さい。

児玉：当センターは、文科省科学技術振興調整費で2003年度に設立された生命・医療人材養成ユニット（CBEL）の活動を発展させて、2008年度に文科省GCOEプログラムと東大医学系研究科の支援を受けて設立されました。

奥田：センターの目的として、研究倫理、臨床倫理、公共政策を柱とする学際的な臨床知の涵養、それらを有機的に結びつけた教育実践の展開が掲げられています。主たる教育の対象はどういった人たちですか？

児玉：初期に掲げていたのは基本的には社会人教育です。これまでに約700名を養成してきました。コース修了者は、倫理委員会で働いたり、病院で倫理コンサルテーションの仕組みを作って実施したりしています。修了者のネットワークもあり、コース修了後も自律的に研究会を開催する等、継続的な関わりも実現されています。GCOEの支援を受けるようになってからは、大学院教育に重点をシフトさせ、社会人教育は現在は夏のみ行っています。

奥田：教育するスタッフ側のバックグラウンドは倫理学以外にどのような領域がありますか？

児玉：移り変わりはありますが、法学、弁護士、哲学、精神医学、医療社会学、臨床心理士、看護師、医師等です。割合としては哲学を専門とする人が多いですね。

奥田：哲学系が多いのは、リーダーの赤林朗先生の考えに基づくものですか？

児玉：そうです。ニューヨークのヘイスティングス・センターのように、何でも議論できる学際的なセンターを目指すべく、哲学系のスタッフも雇っています。

奥田：哲学系のスタッフが多いことでうまくいっているという手応えはありますか？

児玉：そうですね。上下関係を気にせず、うまくかみ合う時は何でも議論できていると思います。

奥田：ファンドの事情はどうですか？

児玉：ほとんどスタッフの件費ですね。勢いを保つためには人を雇わねばならず、雇った以上はファンドを獲得しなければならない。ぼんと十年分くらいのお金を出してくれるところがあれば助かりますが…。

奥田：実績が評価されて、そうなるといいですね。

4つの部門

奥田：研究倫理、臨床倫理、公共政策、国際ネットワーク（GABEX）の4部門を設けていますが、それぞれに専門スタッフがいるのですか？

児玉：最初はそうでした。現在も、スタッフ構成は当初とは違っていますが、それぞれの部門が独立して活動を続けています。

奥田：この4部門は設立当初からあったものですか？

児玉：CBELの頃は社会人教育に重点が置かれていましたが、GCOE以降、日本において現在医療倫理としてやるべきところを総合的に押さえた4つの部門を設けました。

奥田：スタッフ数とスタッフ間の連携はどうですか？

児玉：人数は、現在は院生も多いので少ないとは感じていません。現状は、研究目的に合った人数だと思います。

奥田：部門一つ当たり何人くらいが適当だと思いますか？

児玉：助教一人と研究員一人がいれば、院生や他のスタッフが手伝って何とかするという感じです。

奥田：各部署に共通のミーティングは開いていますか？

児玉：毎週火曜日にやっています。誰が現在どんなことを

やっているのかをお互いが把握することはセンターとしての一体感を生むので、もっとしっかりやった方がいいとも思っています。顔を合わせるのには大切です。そういった趣旨で、ランチョン・セミナーも行っていきます。

奥田：ランチョン・セミナーはどのような感じですか？

児玉：赤林先生がヘイスティングス・センターでの実践をやって始めたものです。ヘイスティングス・センターでは、週に何度かスタッフ全員が集まって研究発表をしたりゲストを呼んだりしているんです。当センターでもお昼を食べながら、真面目な話や真面目じゃない話をして、学際的な議論ができる環境として活用されています。

奥田：会議という雰囲気ではなく、ご飯を食べながらやる、というところがよいのでしょうか。

児玉：そうですね。私は、スタッフ全員に参加を要請してもよいと思っていますが、こういうものは楽しくないとかダメなので難しいところです。

東大における立ち位置

奥田：センターの東大におけるプレゼンスはどのような感じですか？

児玉：正式な学内組織ではないこともあって、大学の内部ではそれほど認知されていないと思います。業界的にはよく知られていると思いますが。

奥田：外からは形が見えているけど、中はそれほどはっきりとした形があるわけではない状態だと。

児玉：そうですね。

奥田：医療倫理のセンターとして活動する上で、現状のように、既存の組織の中に入り込んでネットワークを築いていく方がよいのか、附置研究所のように独立した教育研究組織としてやっていく方がよいのか。どう思われますか？

児玉：確かに、医学部から独立するかどうかは大きな問題です。センターとしての実績がある程度できてきたので、今の段階では独立してもやっていけるかもしれません。しかし、学際研究を始めるに当たって、例えば、異なる学部同士が互いの中間に何か組織をつくるというのではうまくいかないでしょう。当センターは、むしろ、医学部の中に小宇宙的に学際的な空間をつくってしまおうという発想でやったのがよかったと思います。中途半端な形で各学部一人ずつ出してやるのではうまくいかない。少なくとも、当センターの医療倫理への取組については、そう言えると思います。

奥田：文学部や駒場にあるセンター間で連携はしていま

すか？

児玉：単位互換などで連携してはいますが、本格的なものはまだですね。やはり、一緒にお昼を食べたり顔を合わせたりしないと難しいと思います。国際連携でも同じことが言えるのですが、組織間連携をどうやればうまくいくのかは大きな課題です。連携はやはり個人的な付き合いなどの積み重ねによるところが大きいです。規模があまり大きくない方がいい。熊本大学も生命倫理学が盛んですが、規模が比較的に小さい大学であることもあり、学際的な研究がやりやすい環境にあるのではないかと思います。

奥田：そうした小規模の取り組みの間をどのように取り持つかが今後の課題かもしれませんね。

児玉：どのようにして個人のもっている人脈から組織の人脈にしていくのかが、世代交代の鍵ですね。

研究倫理部門について

奥田：医学研究者向けに研究倫理の教育を実施しているようですが、医学研究者に研究倫理はどのように受けとめられていますか？自分たちにとって大事なものと捉えられているのか、足かせと思われているのか。

児玉：人を対象とする研究をする度に倫理委員会に申請して時間もかかるので、やはり外から押し付けられている感覚は強いと思います。「研究を邪魔しようとしているのではなく支援しようとしているのだ」とこちらが言っても、そうは思われていないでしょう。面倒な書類作成が増える上、研究内容をよく知らない人に批判されて書類を修正させられるわけですから。今は倫理委員会の承認印がないと海外の一流学術誌に載せられないので、煩雑でもやむをえない。また、研究者による不正が出る度にどんどん厳しくなっているところもあって、自分で自分の首を絞めているとも言えますよね。

奥田：倫理審査を厳しくすると研究の進展が妨げられて世界から取り残される、といった不満の声もあるのでは？

児玉：確かに、法や倫理による規制の緩いところの方が研究が進みやすいという気がしますよね。

奥田：研究倫理の制度的対応が求められるようになってそこそこ時間が経っていると思いますが、まだ内面化される段階には達していないという印象ですね。

児玉：インフォームド・コンセントはある程度定着しているとは思いますが、形骸化も指摘されるなど新たな

問題が出てきています。

奥田：見直しの時期がきているということでしょうか。

児玉：そうですね。規制は、研究をストップさせる側面もあれば、研究を促進させるための側面もあります。iPS細胞の場合は、研究を促進させるための規制が整っていない状態です。いわゆる規制科学をもっと整備しないとイケない。当センターでは、脳科学や再生医療について、インフォームド・コンセントの書式の統一、起こりうる倫理問題に対する一般人の意識調査など、その路線でプロジェクトを進めています。

奥田：ところで、医学研究者への研究倫理教育プログラムは無料で実施されているそうですが、今も無料ですか？

児玉：パイロットで無料でやりましたし、今度やるものも基本的に無料ですね。

奥田：教育プログラムは無料と有料のどちらが効果的だと思いますか？受講者側も、なにかしかなの出費をした方がモチベーションが上がったりするとか。

児玉：夏のコースは有料ですが、資料代が中心で利益は出ません。しかし、たとえば、ジョージタウン大学では、一週間で10万円程度の受講料をとっています。そうすれば、スタッフを一人二人雇うことができます。

奥田：受講料によって人件費もある程度賄えて、自律した活動ができるようになっていくことも必要ですね。

臨床倫理コンサルテーション部門

奥田：臨床倫理コンサルテーションの実践について、「以前よりもよい医療現場になった」等の成果報告はありますか？

児玉：病院の中で色々とアンケートはとっていますが、前後比較の成果分析はしていないと思います。悪い評判は聞こえてこないですが、明確につかんでいるわけではありません。

奥田：そういった成果の計測方法なども研究する余地がありそうですね。倫理コンサルの教育、実践から研究へのフィードバックはありますか？

児玉：それはセンターの目的に含まれていて、ある程度データが入ってきていくつか学会発表もしていますが、まだ少ないですね。実際、倫理コンサルは、病院のそれぞれの場所で実践されて機能していますが、研究ベースで行われていないので実態がわからないところがあります。今後はそちらに力を注ぐことも必要だと思います。

公共政策部門

奥田：公共政策部門では、日常的な情報収集が求められると思いますが、何か制度的工夫はありますか？

児玉：以前のスタッフの方に情報収集が得意な人がいて、色々な情報を共有したり発信したりできていました。

奥田：やはり、属人的な技能になりがちですね。

児玉：情報収集法については、一年勉強したら次の人に引き継げるような体制ができるといいんですけどね。

奥田：実際に政策決定に寄与した事例はありますか？

児玉：新型インフルについて、厚労省の委員会にセンターのスタッフが出席して、ワクチン接種に関する意識調査の結果を伝える等しました。それを参考にワクチン接種に関わる順位づけの決定に影響を与えたと思います。その他、細々とした仕事は色々としています。

国際ネットワーク部門

奥田：米国ヘイスティングス・センター、国立衛生研究所(NIH)、英国オックスフォード大学、豪国モナシュ大学などの国際ネットワーク(GABEX)についてお聞かせ下さい。

児玉：最初は、赤林先生の人脈で人を呼んで国際シンポジウムを開催しながらネットワークの構築を行ってきました。学会で知り合うような個人同士の付き合いではなく、センター同士の付き合いをしようというのが特徴です。

奥田：連携先はどちらかという英語圏の機関が中心ですが、中国、アジアの大学との連携を今後強化する予定はありますか？

児玉：今後の五年、十年の方向性は、アジアでのバイオエシックス・ネットワークを構築することです。香港、中国、台湾、韓国、パキスタン、インドの人たちはすでに国際シンポジウムに招いていて、素地はすでにきつつあると思います。ヨーロッパにある単位互換のエラスムプログラムに近いバイオエシックスの修士課程プログラムをアジア圏で創ることが今後の課題になると思います。

奥田：これまでのネットワーク構築で得られた成果があれば教えて下さい。

児玉：若手の知り合いが増えたことですね。GABEXのネットワークの中での大学院生の行き来も継続的に行われていますし、日本から海外への壁は低くなっていると思います。

奥田：次世代をリードする若手研究者の育成を目指す国際教育フェロシップについてもすでに実践例があり、昨年度までで、派遣実績37名、受入実績8名だと伺っています。こちらから向こうに行く場合、どのような身分で滞在するのですか？

児玉：主に研究員です。期間も三か月から数週間まで様々です。滞在中は、授業に出たり自分の研究発表をしたり。ヘイスティングス・センターのように、来訪者用

の部屋が用意されているところもありますから、そこに寝泊まりして研究発表するという形もあります。

奥田：主として自分の腕を磨きに行くということですね。

児玉：できれば向こうで論文を書けるようにという狙いもあります。

奥田：受入の方は、海外の有力な研究者が来て英語で授業をするといった形でしょうか？

児玉：それもありますし、若手研究者も来ます。こちらに来たら、一度はセミナーで研究発表してもらいます。来てくれた人の研究が円滑に進むような環境を用意できるよう心がけています。また、GABEXでは、オンライン研究会のシステムをもっていますので、それをもっと活用していく必要があると思います。

奥田：それを活用して、センターを跨いでの共著論文の執筆などができれば面白いですね。

児玉：オンライン研究会は、特にアジアでは時差などもあまりないのでやりやすいと思います。うまく使えばかなり強力な武器になるはずです。

生命・医療倫理学入門コース

奥田：生命・医療倫理学入門コースは、センター設立以来のお家芸的な強力コンテンツだと思うのですが、その内容について概略を教えてください。

児玉：外から見ると、普通のリレー講義に見えるでしょうね。しかし、一つ一つの講義が有機的に連関するように事前に構築してあるところに特徴があります。コースがスタートする半年くらい前から授業用のスライドなどの検討をスタッフ全員で行い、授業内容を吟味します。そして、知り合いの先生や院生を呼んでパイロット講義を行い、フィードバックを受けた上で実行していますので、完成度は非常に高い。現在はスタッフの異動もあり、形が崩れてきてしまっていますが、当初のものはよくできていたと思います。その内容に基づいて『入門・医療倫理Ⅰ』も書き、丸善からDVDも出版して、完成されたパッケージになりました。基本的な構成は、授業時間3時間のうち、講義が2時間、最後の1時間がスモールグループ・ディスカッションです。この最後の1時間のディスカッションで講義内容が身に付くという評価もいただいています。模擬の研究倫理委員会や倫理コンサルテーションも実施しました。

奥田：すごい取組ですね。

児玉：はじめは本当に大変でしたよ。いろんなところから集まってきた人たちで、生命倫理もプレゼンテーションの仕方かなり勉強しました。でも、そこがよかったの



児玉聡【こだま・さとし】
東京大学大学院医学系研究科講師

だと思います。有名な人を寄せ集めてリレー講義をやるのではなく、無名の者たちがリーダーのもとがんばって練習して何とかチームになるといった感じでやってきました。受講生からの評判も非常によいです。もちろん、中には厳しい批判もありますけど。

奥田：スタッフの入れ替え等があって現在は普通のリレー講義になってきている側面もありながら、当初のスピリッツは引き継がれている、という感じでしょうか。

児玉：最初の2、3年は、センターが一丸となってこれを作っていました。その後、みんなで一つのものを作り上げるプロジェクトがないのは残念ですね。

奥田：立ち上げ期の熱気を維持するのは難しいですよな。

リファレンスセンター

奥田：生命・医療倫理分野の関連書籍・文献を収集した国内最大規模のリファレンスセンターを開設し、広く一般に公開するとのことですが、「広く一般に公開する」という趣旨からすれば、たとえば、電子データ化した上でオンラインで閲覧可能にすることも視野に入っているのですか？

児玉：もちろん、蔵書リストは公開できますが、著作権

の関係があるので中身までは難しいですね。ちなみに、コースの修了生は、リファレンスセンターの利用が許可されます。最初は、赤林先生の蔵書を一般に開くというところから始めて、徐々に内容を充実させてきました。現在は、司書の方を雇って運営していますので、整理もできています。ただ、学内の図書館に属しているわけではないので、まだその性格があいまいだと言えます。

奥田：ラインナップの強みは何ですか？

児玉：日本語と英語の生命倫理関係の雑誌は、バックナンバーを含めてかなり広く押さえています。国内では他にはないコレクションを形成している自負はあります。ちなみに、ジョージタウン大学のリファレンスセンターは、司書が10人くらいいるような規模で、比べ物にならないですけどね。

アウトリーチ活動

奥田：アウトリーチ活動として、都内高校への生命・医療倫理の出前授業が実施されたようですが、評判はどうでしたか？

児玉：私以外のスタッフがやっているのですが、それなりの評判だと思います。あと、お寺でも出前授業をやったりしていますね。

奥田：高校の出前授業は、高校側からオファーが？

児玉：人脈の関係で、こちらから提案したり様々ですね。いずれにせよ、アウトリーチは、科学技術コミュニケーション的な試みとして非常に重要だと思います。たとえば、現在、twitterを活用して情報提供をしていますが、かなり質の高いものになっていると思います。

活動内容の評価

奥田：正直、国内では敵なしだという自信はありますか？

児玉：ここでやっていることについてはそうですね。

奥田：ライバルはヘイスティングス・センターですか？

児玉：はい。あと、シンガポールのセンターですね。

奥田：シンガポールのセンターはいつ頃できたのですか？

児玉：つい数年前です。巨額の寄付で設立されたこともあり、かなり充実していると聞いています。

奥田：センターが関わった出版物やDVDは多数ありますが、最も成功したと思う成果物は何ですか？

児玉：みんなでやったものとしては『入門・医療倫理』でしょうね。もう内容が古くなってきていて、アップデートが必要なのですが。このアップデートも、今後五年、十年の課題の一つですね。

奥田：木村利人氏が言うように、バイオエシックスには

市民運動の側面もあったことを考えると、政策決定に対して批判的に振る舞う部分も必要になると思いますが、センターの活動と関連づけてどうお考えですか？

児玉：うーん、難しいところですが、そういう対立では問題を見ない、ということでしょうね。患者や研究参加者のことも考えてよりよい政策をつくることを目指していますし、実際にそこまで対立があるとは思っていません。たとえば、インフォームド・コンセントについて言うと、それが意識として定着してきた現在、どうスムーズに実行に移すかを考えることが私たちの取り組むべき課題です。

奥田：十年くらいやってきて、医療倫理教育について、わかったこと、まだよくわからないことを教えて下さい。

児玉：倫理教育ということで、医学部等に求められるのは、教育によって倫理的にしてほしい、悪いことをさせないようにしてほしい、ということです。それに対して、私は、どうすれば批判的に、合理的に考えられるようになるかを伝えることを目指しています。ですから、果たしてニーズに即しているのかとは思いますが。求められているのは、倫理指針や法律を教えて、このように行為すべきだと教えることです。しかし、そうした人も、授業を受ける中で徐々に、批判的に考えるというマインドセットに近くなってきます。倫理的にこの方向しかないからそうしなさい、というのではなく、数ある選択肢の中から悪い手を落としていく批判的思考力を身につけさせるような講義内容になっています。他方で、職業倫理としては、倫理指針などをしっかりと教えてある種のエトスを養うことが必要なのかな、と思うこともあります。ここには、倫理に関する認識の違いがあります。

奥田：その溝は埋めるべきであるような、埋めるべきでないような、微妙なところですね。

児玉：あと、スピードの問題。臨床の場は戦争だ、倫理など言っている暇はない、という声が臨床の側からあがってくることもあります。やはり、医療従事者には、その場で自ら決断していくことこそが自分たちの責任であるという意識が強いと思います。思考が違いますよね。

奥田：初年時教育の段階で、多様なものを見方ができるようにトレーニングしていくことが必要なのでしょうか。

児玉：それも大事ですが、実習の後に教えるべきことというのもあって、それぞれの時期に学ぶべき事柄があるのだと思います。いろいろ経験して難しいケースがあることがわかってくると、過去の事例に即した授業はかなり効果的になります。

奥田：継続的に適切な仕方を実施することが教育効果と

しては重要なのですね。

児玉：スモールグループ・ディスカッションで、いろんな異なる意見を聞くことも重要な倫理教育ですね。

奥田：なるほど。さて、他にも、2011年の東日本大震災を受けたセンターとしての応答活動がありますが、どのようなスタンスで行っていますか？

児玉：基本的には研究者としてアカデミックに対応しています。特に国外へ発信しようという意識があったと思います。

奥田：海外からの反響はありましたか？

児玉：いくらかの反響はあったようです。もともとハーバードが震災10日後にすでにフォーラムを立ち上げて様々な問題提起をしており、それに触発されて、東大でも、健康について何が言えるかというテーマで同様のフォーラムを開催し、英語の吹き替えもしてインターネット上で発信しています。具体的に扱ったのは、原発の問題ではなく、避難所や仮設住宅に住む人の健康問題などです。

奥田：国内の連携の現状と展望をお聞かせ下さい。

児玉：派手にはやっていませんが、オンライン研究会を熊本大学や大阪大学、慶應大学の人びとと一緒にやっています。この輪を少しずつ広げて行って、ネットワークが確かなものとなれば、アジアとの連携の際にも呼びかけることが容易になってよいと思います。

倫理学者として

奥田：児玉さん自身の倫理学者としてのスタンスと、センターのスタッフとしての役割とは、問題なく両立できていますか？

児玉：御陰様で自由にやらせてもらって、好きなことをやってきた気がします。私個人としては、倫理学者として尊重されてきましたし、感謝しないといけませんね。

奥田：児玉さん以外の人でも、やっていけるとは思いますか？

児玉：できると思いますが、いきなりは難しいかも。火星から地球に来るくらい文化が違ってきますし、医学部の研究指導にも携わらなければならず、全く手法が異なる研究にコメントをする等、大変な仕事もありますから。勉強にはなりますけどね。

奥田：若い人たちに、是非このセンターのようなところに来い、とまでは強く言えないという感じですか？

児玉：他の学部に来て教育研究を行なうというのは大事だと思いますね。文学部を一度抜けて、自分の知っている常識が通じないところに来るのは重要です。

奥田：そうした経験が研究上の洞察の深まりにもつながってくる、と。

児玉：それが結びつけられないなら不幸ですよ。私の場合は、功利主義の研究をしていることもあって、結びつけやすかったのです。

今後の展望

奥田：設立9年目を迎えて、センター活動の次への展望についてお話し下さい。

児玉：アジアとの連携は重要な課題です。細かいところでは、教科書のアップデートと合わせて、研究センターとしての再活性化を図ることですね。個別トピックとしては、現在進行中の再生医療は、医療の姿を変えるようなものなので、それについて取り組むことが必要だと思います。また、アウトリーチも大切で、センターとしてのプレゼンスを高めるためにも、充実させるべきです。

奥田：生命倫理関連の仕事で食べていける、というロールモデルを示すことも大切かもしれませんね。

児玉：そうですね。そのためには、生命倫理の研究の質を向上させていくことも大切です。もともとシンクタンク機能を狙っていたところもあるので、政策に影響を与えて行くような研究ができるようになればいいと思います。■



オーストラリア便り

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
総合政策学部・教授

執筆者は2011年9月中旬～2012年3月中旬まで研究休暇をいただき、社会倫理研究所が進めている「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの一部として、オーストラリアとフィリピンで研究活動に取り組んできた。本研究プロジェクトでは、環境問題に対する対応や政策においては、地域共同体のローカルな視点が現にどのように取り入れられているか確認し、どのように取り入れられるのが望ましいか検討することが課題の一つとして浮上している。研究休暇では、この課題が重要な焦点となった。今回の研究休暇の主な時間はオーストラリアで過ごしたが、行きと帰りにフィリピンにも寄り、ルソン島北部アブラ州の農村にて現地調査を行った。この活動報告では、まずオーストラリアでの研究活動を取り上げ、その後、フィリピンでの調査について述べる。

オーストラリアでの研究

オーストラリアでは、数年前から社会倫理研究所とつながりを持っているラ・トロープ大学（メルボルン）の Centre for Dialogue に客員研究員として入り、研究室と図書館等の使用とともに、当センターの研究員たちとの充実した交流を持つチャンスが与えられ、研究を進めるのに大変よい環境を得ることができた。研究休暇中、特に二つの課題に取り組んだ。その一つは、環境問題に大きく影響する水問題、特に農業用水を含む人間の様々な用途のための水と、川の生態系を維持するための水との間にどのようなバランスを図るか、その決定を誰がどの基準で行うかという問題であり、もう一つは、環境問題に対する地域社会の役割に大きくかわるランドケアに対する研究であった。もっとも、これについては、オーストラリアで滞在している間は情報や資料収集にとどまった。

1. マレー・ダーリン川流域の水問題と合意形成

現在、オーストラリアで環境問題と地域社会の関連で大

変物議を醸している課題は、マレー川、ダーリン川およびその二つの川の様々な支流の水の使用問題である。マレー川は、オーストラリアの東海岸に沿って延びる山脈（グレートディバイディング山脈）から発生し、西に流れ、ヴィクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州の境を成し、南オーストラリア州に入り、アデレードの近くで海に入る。ダーリン川は、クイーンズランド州で、同じくグレートディバイディング山脈のより北の方の西側から発生し、主に南西の方向に流れ、南オーストラリア州との境のやや手前でマレー川と合流する。この水系は、グレートディバイディング山脈から内陸の方に水を運ぶほとんど唯一のものであり、オーストラリア内陸東部の自然、農業、および人間社会を支えるきわめて重要な水系である。その流域は、オーストラリアの全土のおよそ7分の1を占め、オーストラリアの農産物の3分の1がそこで生産され、オーストラリアでの最も重要な農業地帯であり、世界の食糧の重要な供給地の一つでもある。

この二つの川およびその支流には、近年、多数の問題が生じている。塩分の増加、農地から流れ込む農薬や肥料による汚染、外来種の魚による被害等の上に、1990年代の後半から2009年まで続いた未曾有の旱魃によって川の水が不足するようになり、特に下流においては、川の生態系の維持が深刻な問題となった。そこで、2006年に、流域を管理するために、以前の Murray-Darling Basin Commission に代わって、Murray-Darling Basin Authority（マレー・ダーリン川流域管理局）が設置され、川とその生態系を守る計画を設けるという課題が与えられた。

旱魃が数年も続いてしまい、川が死に、川沿いの森林が枯れてしまうことが真剣に懸念されるようになっていたので、「川とその生態系を守る計画」が求められたことは、ほとんどの人にとって疑問の余地のないものであった。しかし、課題をそのように定義したこと自体が後の

対立を作る要因となったとも言えるかもしれない。つまり、川とその生態系を守ることに重点を置けば置くほど、農業の必要性が軽視される心配がある。案の定、農業用水を使う農業従事者と川の生態系を重視する環境運動家の間に激しい論争が起き、管理局が現にその板挟みになっている。

執筆者は、農業従事者と環境運動家の両方と話し、一般に思われているほど接点がなくはないと思い、互いに話し合わせる体制を作れば、プロセスがよりスムーズにいくのではないかと考えた。そこで、東京工業大学の桑子敏雄先生による合意形成の実践をマレー・ダーリン川流域の水の使用に関する決定プロセスに適用できるか否か、検討する研究を行うことにした。

まずは、桑子先生からいただいた十八の文書を基にして、その合意形成のやり方の体系的な説明を英文で作った。この文書が現在、Centre for Dialogue からワーキング・ペーパーとして発行されており、pdf ファイルとしてインターネットでもアクセスできるようになっている (<http://www.latrobe.edu.au/dialogue/assets/downloads/WP2012-2.pdf>)。

この文書をもって、マレー・ダーリン川流域の農業従事者、管理局の人たち、環境運動家、そしてオーストラリアで環境に関する交渉に経験のある人たちと、オーストラリアへの、そして特にマレー・ダーリン川流域への適用について話し合った。対立がこれほど深まり、それぞれが自分の立場に固執するようになっている状況で合意形成は可能だろうか、という疑問は当然出された。また、桑子先生の合意形成の実例は比較的限られた地域におけるもの（ダムづくり、川の整備等）であるが、マレー・ダーリン川流域は日本全国の2.5倍の広さで、人口は200万人である。それゆえ、全員を集めることは不可能であり、代表制にする以外に道はない。しかし、その代表をどのように選ぶかが問題となる。また、代表制と合意形成の必要の間に矛盾が生じる可能性もあることが指摘された。つまり、合意形成が立場のぶつかり合いに終わらないために、それぞれの立場に関して話し合うより、むしろその立場の背景にある関心や懸念について話し合うことが重要である。それに対して、代表の役目は代表している集団や人々の立場を守ることであり、そうすると、合意形成に必要な、立場の背景にある関心や懸念に関する話し合いと矛盾が生じてしまうのではないかということである。

こうした問題点を指摘した人たちは、否定するために問題を指摘したのではなく、この合意形成のやり方を導入する必要性を強く感じ、大変快くその問題解決の方法と一緒に考えてくれた。結果として、執筆者は、かなり

難しい課題に関する研究を楽しく進めることができた。管理局は4月16日まで問題に関する提言を募集していたのだが、こうして多くの人達から協力を得られたため、締切に間に合って、提言を提出できた。その提言には、既成の様々な団体からではなく様々な生活共同体等から代表を選ぶことや、全体の合意形成のプロセスに伴い、各ステークホルダーグループの中での合意形成を行うことといった案が含まれている。

2. ランドケアに関する研究

オーストラリアにいる間のもう一つの目的は、ランドケアに関する資料収集だった。ランドケアは、1986年にオーストラリアのヴィクトリア州で発足した仕組み兼運動である。自然環境を守るため、またそれを再生するためのものであり、地域レベルの有志の集団を基盤とし、これらの集団に自律と主導権を持たせ、それぞれの環境問題に対する包括的な取り組み（つまり、特定の問題に的を絞るのではなく、その問題を他の問題や状況との関連性の中で捉えること）を重視し、地域の有志集団のエンパワメントのための連携（専門家、行政、企業等との連携）を行う仕組みである。これまでのランドケアとの接触は、地域レベルの一つのランドケア・グループとの交流であったが、この研究休暇中、発足の段階から行政側からも関わっていた人たちと多く交流を持つことができ、日本語でランドケアを紹介する文書作りをするための資料もたくさん集めることができた。既にランドケアについての手短な和文の紹介文を作っており、これは生き物文化誌学会の学会誌『BIOSTORY』第17号に掲載されている。

フィリピンでの研究

冒頭で述べたとおり、フィリピンでは、ルソン島北部アブラ州に現地調査のために行った。マリブコンという山間地方の農村である。住民はティンギアン族という先住民族の人たちであり、伝統的に焼畑農業を営んで糧を得ている。しかし、1970年代の後半から森林が急速に破壊されるようになり、人々も大変な貧困にあえぐようになった。状況を改善するために色々な試みが行われ、焼畑農業に代わる別の農法も導入されている。しかし、これらの試みに協力する人が少なく、その恩恵を受ける人も少ない。焼畑農業だけに焦点を合わせることで解決策を浮上させることができないのではないか。そのように考えなければならない段階に来ているというのが執筆者の視点である。

そこで、森林破壊と貧困がどうして急に生じたかを検討し、問題の履歴を明確にすれば、より包括的な取り組みができるかもしれないと思い、まずは、現地の人たち、

特に70～80年代に現地で働いた人たちをインタビューすることにした。

1976年からの十年間、セロフィル社という企業がブラ州の山間地方で伐採を行い、その後は再植林をしなかったという歴史背景があり、それが山林の破壊の原因だと考えられがちかもしれないが、事実はもっと複雑である。再植林をしなくても、山林には回復力があり、伐採の後も放置しておけば、30年間近く経っている今ではかなり回復しているはずである。現に回復している部分もあるが、それはかなり小さい範囲に限られている。伐採は引き金ではあるが、唯一の原因ではない。伐採に加えて、同じ時期から、焼畑農業等のために山林に火をつけること、そして火事が生じたときにその規模が以前より大きくなっていることがあり、これらのことも重要な原因である。

そこで、研究休暇中、オーストラリアに向かう途上で、まずはマリブコンに行き、多数のインタビューを行った。そして、オーストラリアに到着後、それらのインタビューで述べられた、森林破壊の様々な要因についての意見のリストを作り、このリストを現地の人たちと現地で働いた経験のある人たちに送った。私がオーストラリアで研究活動を進めている間、現地の人々は、そのリストに関して議論していた。多数のグループで話し合い、統一した見解が述べられたわけではないが、参考になる意見が多く出された。特に一つのグループで、この議論がかなり激しいものとなり、マイクの奪い合いまであったと後で言われた。研究休暇の終盤、日本へ帰る途中にもう一度マリブコンに寄り、これらの議論に関する報告を受けた。

山林破壊の要因として多数のものが挙げられた。人口増加、伐採による他の食糧供給源の破壊、そして、自給自足

に加えて町での販売を目的とする農産物の促進のために、焼畑農業をより多く営むようになったことがあるし、また、伐採の際に生じた紛争において、セロフィル社を追い払う目的で、伐採が計画されていたところに反乱軍が、そして反乱軍の隠れ場をなくすために政府軍が、山林に意図的に火をつけることも多くあった。それ以外では、特に次の三つが重要視されていた。(a) 伐採が始まる直前に、マルコス大統領が勾配18%以上の傾斜地をすべて国有地にする法令を發布し、この法令により、フィリピンの他の先住民族と同様に、ティンギアン族もその伝統的な領土のほとんどに対する所有権を失い、これが多くの面で、ティンギアン族の山林へのかかわりを（火事から森林を守るための活動を含めて）変えたこと。(b) 伐採と18%の法令がきっかけで、火の使用を規制していた「ラパト」という山林保護のためのティンギアン族の伝統的な仕組みが廃れたこと。そして、(c) 伐採がきっかけで山林がなくなったことにより、雨季に山が水を吸収しなくなり、乾季になると、以前より山林が乾燥しており火事が広まりやすくなっていること。こうして、意図的に火を付けることも意図しない森林火災も増加したことは、伐採の問題に加えて、森林破壊の原因となっており、その背景には多数の社会的、経済的、法的要因があって、自然環境自体における変化もあるということである。

現地の人たちと一緒に相談しながら、今後もこれらを文書化していきたいと考えている。そうした文書化の作業は、効果的な対策を生み出すために不可欠だと感じている。このフィリピンの事例は、環境保全のために地域社会のエンパワーメントが不可欠であることを著しく示す事例であると思えてならない。■



学 界 報 告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム

「脳科学に何が期待できるのか？—脳研究の最前線と倫理—」

鈴木 真

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
人文学部・講師

上智大学生命倫理研究所主催で、南山大学社会倫理研究所が共催となっている本シンポジウムは、二回シリーズで開催された。会場はいずれも上智大学四谷キャンパス2号館17階1702会議室であった。執筆者は社会倫理研究所研究員として両方に参加し、各講師の講演を拝聴し質問をした。シンポジウムのプログラムの最終版は以下のようなものである。

第1回 脳科学から人の心を探る

日時：9月14日（水） 18：30－20：30

【司会：町野朔 生命倫理研究所】

開会の挨拶

青木清（上智大学生命倫理研究所 所長）

丸山雅夫（南山大学社会倫理研究所 所長）

講演1 「ヒトの心を作る脳機能」

中田力（新潟大学脳研究所・統合脳機能研究センター センター長／カリフォルニア大学・脳神経学 教授）

講演2 「精神疾患の生物学的研究の最前線」

加藤忠史（理化学研究所 脳科学総合研究センター精神疾患動態研究チーム チームリーダー）

講演3 「認知症研究の現状」

松下正明（東京都健康長寿医療センター 理事長）

全体討論

第2回 脳から社会を考える

日時：9月16日（金） 18：30－20：30

【司会：菱山豊 科学技術振興機構経営企画部／生命倫理研究所所員】

開会の挨拶

滝澤正（上智大学学長）

講演1 「社会と脳」

藤井直敬（理化学研究所 脳科学総合研究センター適応知性研究チーム チームリーダー）

講演2 「幼児の言語習得と脳神経倫理」

青木清（上智大学生命倫理研究所 所長）

講演3 「脳神経科学と責任能力の問題」

浅見昇吾（上智大学外国語学部／生命倫理研究所 教授
全体討論

シンポジウムの趣旨は、脳研究の最前線を紹介しながら、脳科学の進展がもたらす知識と生活への影響・倫理問題について討論する、ということであった。「脳科学に何が期待できるか」というやわらかめのタイトルにしたのは、上智大学生命倫理研究所の従来シンポジウムでは専門家・研究者以外の方の参加が少なかったため、一般の方の関心をかき立てたかったからだろう。主催者のもくろみ通り、参加者には、医者、教育学・心理学者、生命倫理研究者などの専門家やその卵である大学院生だけでなく、一般人もかなりいたと思う。シンポジウムを夜間に、しかも2回に分けて開催したのは、一般の方々が仕事帰りに気軽に参加できるように、というのが理由だという。土日の昼間に4時間というよりは平日の夜2時間ずつの方が、気楽に参加できるのではないかと試験的に行われたのだが、結果的に参加者が多くなり成功だったようだ（聴衆は金曜日の夜でない方がなお集まったかもしれないが）。事前申し込みが必要ではあったが、誰でも参加でき参加無料だったこともあってか、一日目の参加者は103名、二日目の参加者は70名という盛況であった。

シンポジウムの内容について更なる説明をする前に、主催団体である上智大学生命倫理研究所（Sophia University Institute of Bioethics: SUIBE）について紹介しておく。この研究所は2010年4月に開設された。上智大学の基本理念である「キリスト教ヒューマニズム」と「人間の尊厳」を礎にして、人文・社会・自然の学問領域の統合と融合により、医療倫理だけでなく医療福祉・児童福祉・老人問題も含む、広い意味における生命倫理学に寄与することを目標としている。この対象領域の広さがこの生命倫理研究所の特色である。所員は学内外の文系と理系の研究者であり、現在の所長は神経生物学者として日本における生命倫理のパイオニア的存在の青木清氏である。本部は市ヶ谷のResearch Plaza（東京都千代田区四番町4市ヶ谷研究棟401）にある。更なる情報を得たい読者は、

研究所のホームページ（URL=<http://www.info.sophia.ac.jp/suibe>）をみていただきたい。そこに連絡先（電話番号、ファクス番号、E-mail アドレス）も掲載されている。

上智大学の学外から呼ばれた脳科学研究者はいずれも各研究分野の日本における第一人者と呼べる人々であり、彼らを講演者にそろえた主催者は見事といわざるを得ない。たとえば、中田力氏はfMRIの開発者の一人であり、加藤忠史氏と藤井直敬氏は理研の研究チームのリーダーである。（ちなみに、こうした招待講演者全員が医者であるという点が、日本における脳科学研究の担い手がどのような人々であるかを例示している。）実際、彼らの発表



は非常に興味深い内容だった。ただし、一般の参加者には話が少し難しかったかもしれない。

講演の内容についてまとめてみる。まず第一日目から始める。中田力氏の講演は脳科学研究全般の成果と研究法について、加藤忠史氏の講演は精神疾患に関わる脳科学研究とそのため基礎研究と臨床研究の協働の必要性について、松下正明氏の講演は認知症、特にアルツハイマー病の病態とその研究と治療の現状と目標についてであったと記憶している。

中田氏と加藤氏の講演ではハンドアウトが配られなかったもので、詳しい内容を現在思い出すのは難しい。特に中田氏の講演は多岐にわたったため、残念ながら総花的な話を大衆向けに簡潔に話されたという印象しか残っていない。加藤氏の講演では、基礎研究では動物が研究対象なのでわりあい研究規制が弱く、比較的短時間の内に倫理審査許可を通して実験を科学方法論上理想的な形

で行うことができるのに対して、臨床研究では人間が研究対象なので研究規制が厳しく、倫理審査をパスするのに長い時間がかかり、実験を科学方法論上理想とする形で行うことが難しい、という違いがあるという指摘が印象的だった。このために、基礎分野の研究は比較的速く進むのに、臨床分野では進まず、なかなか業績となる論文が出せず、そのためもあってか臨床研究に人が集まらず、その層が日本では薄い、という話を私は聞いたと記憶している。第一線の脳科学研究者であるだけでなく研究倫理指針・規制の現状と問題についての論考を著されている加藤氏ならではの指摘であったと思う（たとえば、

青木清・町野朔共編（2010）『医科学研究の自由と規制』上智大学出版に所収の加藤氏の論考二編を参照）。松下氏は、認知症、特にアルツハイマー病の病態と病因を現在までの知見でわかる限りにおいて説明された。そして、そこにおける脳の変化は認知症のない高齢者脳の変化と基本的に同一であり、違いはその変化の程度と広がり大きいということだと指摘された。アルツハイマー病の従来の研究では老化現象一般の解明になってしまっており、むしろその真の病因であるところの老化現象の促進の原因の解明をしなければならない、と提言された。また同時に、老化を防ぐことにより不老を目指すのではなく、老化の促進を防ぐことだけに焦点をあてるべきだ、という議論を呼ぶ発言もされていた。

次に第二日目の講演の内容をまとめる。藤井直敬氏の講演は、ニホンザルの脳科学的実験に基づく人間の社会性に関する研究について、青木清氏の講演は小鳥の歌の神経行動学的研究とその人間の言語学習研究との関連について、浅見昇吾氏の講演は脳神経科学の知見と自由意志・責任が両立するか否かという問題についてであった。

藤井氏は、社会性を環境や社会の変化に対応して適切に行動を切り替えることと性格付け、さらにそれを他者の行動やそれとの関係性の変化に応じてルールを変えることと結びつけていた。ニホンザルの脳科学研究に基づいて、（積極的な）利他性というより抑制が社会性の前提であり進化論的基礎なのではないか、という示唆をされていた。青木氏の講演は、御専門である小鳥の歌の神経行動学的研

究がメインで、その成果と人間の言語学習研究の関連を最後に説明されていた。浅見氏の講演では、脳神経科学の知見と自由意志・責任が両立するか、という哲学的問題を扱っていたが、特にベンジャミン・リベットの実験によって、人間が意識的な決断を下す前に脳が決定を下しており、したがって人間には自由意志がないのではないか、という懸念について議論されていた。その際リベットの実験自体の検討というより、(特に大陸系の) 哲学者の自由意志の弁護戦略(二元論、二つの視点の区別、意志作用を時間的に幅を持った過程とみなす、など)を紹介・吟味することに時間が割かれていた。結論としては、脳科学の知見を前提しても、自由意志や責任の可能性を否定する必要はない、ということであった。

一般的に、講演の多くは現在の脳科学研究の紹介で、その倫理的・法的問題、社会的影響、倫理的含意などにはあまり踏み込まない場合が多いようにみえた。その意味では、「脳科学の最前線と倫理」という副題のうち、脳科学の最前線の方は伝えられたかもしれないが、その倫理の方はあまり議論されずに終わってしまった感が否めない。浅見昇吾氏の講演は例外的に脳神経科学の知見と責任が両立するか否かという倫理的問題を直接に扱っていたのだが、なにぶん問題が抽象的であり、また講演が聴衆にとって聞き慣れない哲学的議論に立脚していたため、残念ながら十分に理解して検討されたようにはみえなかった(私も浅見氏には哲学的な質問をしたのだが、聴衆に要点がわかってもらえたとは言い難いので、反省しなければならない)。倫理研究所主催のシンポジウムなのだから、倫理的な視点をもっと前面に出してもよかったように思う。打ち合わせなどで講演者にシンポジウムの趣旨を事前にもっとよく伝えとか、講演者リストに脳科学に関する倫理や法の研究者をもっと入れるといったことができたならよかったのかもしれない。南山大学社会倫理研究所は共催しておきながら誰も講演者を出せずシンポジウムに貢献できなかったのだから、それに所属する私たちにも責任はあるだろう。

全体討論では、聴衆から講演に直接関連するものもそうでないものをふくめて、様々な質問とコメントが出ていた。私のような脳科学の部外者からも脳科学の専門家である講演者に質問がでたが、講演者の方々は概して丁寧に答えてくださったと思う。

一つ一つの講演の時間(予定では各25分)も全体討論の時間(予定では最後に35分だが、講演が押して結局それより短くなった)も割合に短く設定されていたように思われる。確かに理系の学会発表では発表時間が15分で、質疑応答の時間が5分などということもよくあるようだが、今回は専門的知識を前提していない一般向けのシンポジウムで幅広い話題を扱うということもあったので、講演時間がもう少し長かった方がわかりやすく、理解が深まったかもしれない。また、討論でも質問とコメントが多く出ていたので、それに十分に応答するためにも討論時間がもう少し長い方がよかったかもしれない。

主催者はシンポジウムに関するアンケート用紙を参加者に配布して、各回(一日目、二日目)の終わりに回収していた。聴衆の関心や感想について聞く項目があったので、将来またシンポジウムを開催するとき参考になるのではないと思う。このアンケートの結果については、後々上智大学生命倫理研究所の方から公表されると思われるので、ここでは触れない。

丸山雅夫南山大学社会倫理研究所所長が、第一日目の開会の挨拶において、来年度は南山大学にて上智大学生命倫理研究所共催シンポジウムを開催する予定である旨、言明された。したがって、2012年度には社会倫理研究所が主導して今回のようなシンポジウムを開くことはある意味で公約となっている。われわれ社会倫理研究所の構成員としては、本年における生命倫理研究所の企図をきちんと引き継ぎ、両大学と参加者にとって意義のあるような計画を立てて実行しなければならないだろう。■



謝辞 この報告を書くにあたっては、上智大学生命倫理研究所の秋山梨奈氏に貴重な時間を割いて作成した資料を提供していただき、さらに原稿に対して事実誤認の指摘を含むコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

活動報告

2011年度懇話会報告

第一回懇話会

2011年6月17日(金)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

丸山雅夫先生(南山大学大学院法務研究科)

「裁判員裁判の2年間を振り返る—少年犯罪を中心として」

丸山先生は、施行後3年を迎えた裁判員裁判の2年間の実績を、さほど大きな混乱もなく一応安定的に運用されてきたとして評価した上で、一般刑事事件との扱いが構造的に異なる少年犯罪については、裁判員裁判の対象から除外する方がよいのではないかと問題提起をする。

少年法は、刑法と刑事訴訟法に優先され、捜査機関が家裁に全件送致するという特徴をもつ。他の法律は、刑法をベースに置いた構造をもつものに対して、少年法は、刑罰を科すことを目的としていない。そうした中、少年だが少年裁判として扱うのは不適切だと考えられる(刑事処分相当性についての判断が下される)場合に、家裁から検察官への送致(いわゆる逆送)が行われる。そこで公訴提起を受けた場合には、刑事事件として終局するか、保護処分相当性が認定されて家裁に移送されるかの判断が下される。後者の場合、事件は少年保護事件として家裁に再度係属することになる。こうした判断は、少



年法の理念や目的、それに基づく手続きの特殊性を理解することが必要とされるが、裁判員にそれが理解できるかどうか問題となる。

少年刑事事件では、少年調査記録が作成され審理対象とされるが、この少年調査記録の扱いについても問題がないわけではない。少年調査記録は、少年のバックグラウンドを明らかにするために、保護者や関係者に対しても調査官がヒアリングを行い、科学的な社会調査や鑑別結果なども合わせて作成される。少年調査記録は、少年保護の観点から作成されるため、調査対象や調査内容が広範に及ぶことになり、少年とその家族のプライバシーに深く関わってくる。それゆえ、公判廷で証拠調べを行うと、プライバシーの侵害やヒアリングに対する萎縮効果など、様々な問題が生じてしまう。少年調査記録をどの程度の範囲で証拠化して利用するのが適切かは、少年刑事裁判の大きな課題である。

では、裁判員裁判における少年刑事事件では少年調査記録はどのように扱われているのか。現状では、裁判員には少年調査記録を開示しないという運用が行われているようである。しかし、これは、裁判員裁判における裁判官と裁判員の対等性に関わる問題であり、専門職である裁判官のみが少年調査記録を読むことができるといったことは通用しないであろう。少年刑事事件について、刑事処分相当性判断と保護処分相当性判断はきわめて重要なものであり、そのために少年調査記録は重要な手がかりとなりうる。他方で、少年調査記録は少年にとって不利益をもたらす内容が記されていることが多く、公判での朗読に適した部分しか証拠化できない。こうした少年法に特有の理念や目的、手続きの特殊性が裁判員に十全に理解されうるかが問題の鍵である。

丸山先生は、こうしたことについて、少年事件の裁判員裁判を担当した経験のある裁判官は実際にはほとんど問題として意識していないように思われる、とも述べながら、少年刑事事件を裁判員裁判で扱うことについては、上記のように、慎重になるべき理由も存在する、と指摘した。(文責 | 奥田太郎)

第二回懇話会

2012年2月4日(土)

南山大学名古屋キャンパスR棟3階R32教室

川村仁子先生(龍谷大学アフラシア平和開発研究センター)

「国際社会における「支配からの自由」の現代的意義

—共和主義的視座からの考察—

国際社会なるものを考える際、国際政治学者を含めた多くの人々は、頭の中に世界地図や国境線を描いて理解しようとする。だが、この講演において川村先生は、社会システム論に依拠しながら、従来とは異なる世界の観方を示された。それは、観念や概念によって成り立つ世界の姿である。国家と国家が影響を与える世界をイメージできるように、観念と観念が互いに影響を与え合う世界もまた、慣れるのは大変かもしれないが、イメージできるのである。レトリカルに表現すれば、従来の国際政治の見方が「写実的」であったのに対し、川村先生が依拠する社会システム理論は、絵画におけるシュールレアリズムのように「抽象的」な国際社会を示す。それは、国際社会という場において、立憲主義、民主主義、共和主義、共産主義などが蠢き、互いに影響を与え合いながら、政治システムを形作るイメージとして捉えることができる。川村先生の講演は、国家、国際組織、民間国際組織そして個人をアクターとする国際社会において、多種多様な政治思想のひとつである共和主義が果たす役割について、であった。

川村先生は、まず社会システム論の概要から説明された。ニクラス・ルーマンのオートポイエーティック・システム理論は「自らの構成要素の相互作用と変換を通じて、自らまた自らの構成要素を生み出すというネットワークを作り上げ、そのネットワークが持続的に再生産していくシステム」、つまり自分自身を作り出し改変していくシステムという視座に立つ。デフォルメした言い方になるが、我々の日常にあふれているモノは人間が生み出すことではじめて存在し、人間が手を加えない限り変化することはない。しかし生物は自然に成長し変化していく。社会も同様である。社会においては、問題が発生した場合、その問題を解決しようとして変化が起き、社会そのものを変容させながらも持続していく。

では、多種多様な概念からなる社会において、何が社会を変容させる要因であるのか。概念が他の諸概念に与える影響、川村先生の用語でいえばコミュニケーションが社会を変容させる要因である。共和主義的コミュニケーションという表現は聞きなれないが、わかりやすく言い換えれば、

共和主義の主張である「恣意的な支配からの自由」の考え方が民主主義やその他の諸概念に影響することといえる。共和主義と民主主義を混同する人も言えるかもしれない。だが民主主義の観念そのものは、「支配からの自由」を含むわけではない。しばしば「民主主義とは多数決であり、少数の反対者は多数に従わなくてはならない」との一般的理解がまかり通るように、民主政であっても、他者による専制に転化し、少数の利益を脅かすことがしばしばあるからである。川村先生は、民主主義の観念に共和主義の「恣意的な支配からの自由」が影響し、現実の政治体制へと反映されていく、そう主張しているのである。

ではこの共和主義的コミュニケーションは、グローバルな政治システムにいかなる影響を与えているのか。川村先生は次の三点を提示した。①国家の独立性を確保する。「恣意的な支配からの自由」は、国家間政治における、国家独立性の確保の根拠にもなり、国家間の協力の確保の根拠にもなる。②国境を超えた問題に対処する国際政治システムの制度化を支える。③グローバル市民社会を形成する。

これら川村先生の講演に対し、コメンテーターである南山大学の太田弘二先生は次の三点を指摘した。①支配からの自由は、共和主義ではなく、リベラリズムの特徴ではないか。②共和主義は共同体の構成員の共通善の実現を目指すコミュニタリアニズムと深い親和性を持つ。しかし川村先生の主張は、コミュニタリアニズムと対立するコスモポリタニズムを支えるというが、実際には異なるのではない





か。③保護する責任で想定されている保護されるべき弱者、難民といった人々は、共和主義が想定している有徳な市民と大きく性格を異にする。こういった迫害の状況に置かれた難民たちは、いったい共和主義の観点からはどのように位置付けられるのか。

川村先生は次のように応答した。①リベラリズム的な考えは、国家と市民の対峙、つまり市民が国家にどう対抗していくのかという問題設定をしている。しかし、共和主義は、国家あるいは共同体と市民を対決させるのではなく、共通善の実現のために人々が国家や共同体を形成するという視点に立っている。共同体を受け入れたうえで、他者とともにある自分を考えたうえで、自由を考えるのが共和主義の自由であるといえる。他方、リベラリズム的な積極的自由、消極的自由は、他者の存在が欠如している。こういった点で大きく「自由」の意味合いを異にしている。②共和主義の起源は、いわゆるコミュニタリアン的な起源もあれば、コスモポリタン的な起源も見出しうる。どちらも、いかにして共通項、共通善を見出していくべきかという問題設定があったことは同じである。よって、共和主義の考えはコミュニタリアンにのみ親和性を持つわけではなく、共和主義の考えはコミュニタリアンのみならずコスモポリタンにも影響を与えて（共鳴して）いる。③たしかに迫害されている人々は、迫害からの自由を獲得するための能動的な行動に出ることは難しい。しかし、共和主義の理念は、メンバーシップの理念という側面を持っており、国家を超えたメンバーシップの概念が共有されていけば、同じメンバーである迫害されつつある人々の自由の回復が必要である、という形での論理展開が期待できる。つまり、共和主

義の観念が、迫害される人々を救出するための国際行動の根拠、保護する責任という国境を越えたアクションを支える理論にもなりうる。

以上、川村先生のご講演は、国際政治の新たな観方、そして共和主義が国際政治に与える影響と可能性を提示したものであった。（文責 | 大庭弘継）

第三回懇話会

2012年2月28日（火）

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32 教室

松尾奈々先生（フェミニスト・セルフディフェンス SDIO

認定インストラクター／一橋大学大学院）

「フェミニズムの実践—フェミニスト・セルフディフェンスの可能性」

「フェミニスト・セルフディフェンス（FSD）」とそのプログラムについて、フェミニスト・セルフディフェンス SDIO 認定インストラクター、Wen-do 認定アシスタント・インストラクターとして実践に携わりつつ、その研究も行っている、松尾先生に講演をお願いした。この講演は、本研究所「公正と平和」プロジェクトの一環として開催された。司会は社倫研の大庭弘継が行った。御講演では、FSD 運動・研究の成り立ちや、その先行研究と意義について紹介された後、松尾先生が教えられている FSD の講座の内容を説明された。講演の内容は以下のようなものだった。

FSD は、1960 年代以降第二波フェミニズム運動から生まれた。FSD の研究は、80 年代後半から米国を中心に女

性学、社会学の領域で行われてきた。FSD プログラムは、暴力の回避・被害の軽減の確率を高めることが調査でわかってきた。抵抗したら攻撃者を逆上させるということが当時米国では言われていたが、実は抵抗したほうが抵抗しない場合よりも暴力を回避または被害を軽減する確率が高まる。また、恐怖は単に自分を脅かすだけではなく、危険の信号として使うことができるものでもあり、これを暴力防止の具体的な手段とすることで自分の判断能力や身体能力に対する自信がつく。この領域の調査は未だ小規模だが、全ての調査結果に一貫性がある。

FSD では、暴力を受ける前や最中、自分で危険だと感じたり判断したりした際に、その場でもできることがあるのを伝える。女性に対する暴力が社会問題化する過程で、まず法制度が整い始め、施設が設置され、警察や病院での対応が変わってきた。そして、女性のための電話相談やカウンセリングやグループセラピーが始まり、心の面でも女性に対する暴力の問題を扱うようになった。それにより暴力が発見され、被害者が語り、聞いて共感してもらえる場ができた。暴力の影響による孤立から抜け出す機会が与えられた。また、この問題について学ぶ機会が大学、市民講座、メディアを通して与えられた。しかし、法制度の適用や警察の対応や心のケアは、事が起きた後の処理である。女性に対する暴力について知っても、目の暴力に対してどう具体的に対処したらいいかという課題には対応できない。この点に FSD の独自の意義がある。

女性に対する暴力が社会問題化する前から護身術はあったが、性暴力には焦点を当てていなかったし、その技の習得にも時間がかかるという欠点があった。FSD はこうした点に対処している。またそのプログラムに、身体的に技を獲得することだけではなく、上記のような学びや、心のケアも含まれている点が、普通の護身術とは異なり、独特の意義がある。

合場敬子は、他人に対して穏やかに接し、相手を不快にさせず、受け身である、こういった性格を意味して「身体的受動性」という言葉を使っている。こうした性格を持つ故に、女性が暴力に抵抗するのが難しくなっているのではないかとされている。FSD を受講する中で、時として必要であれば攻撃や自己主張をすることもある者として自分の身体のイメージや感覚を捉え直す作業が行われていく、ということが先行研究で指摘されている。この変容過程を理解する鍵は、集団で学び合うことだろう。

FSD の講座の特徴は、4 つある。①暴力に焦点を当てること。②暴力の問題を性的問題と絡めて扱うこと。③本人

が自分で判断して自発的に行動し、既に持っている自分の力に工夫を加えることですぐにできるものを基本にする、という本人の主体性と潜在能力の重視。④様々な形態と段階における暴力それぞれへの対処法を、暴力以前から暴力以後まで扱うこと。

日本では、FSD は (1) 自覚安全術ラカス (RUCKUS)、(2) インパクト (Impact Model Mugging)、(3) Wen-do、(4) Self-Defense from Inside-out (SDIO) の 4 つがそれぞれバラバラなきっかけで始まった。松尾先生は中でも SDIO の内容を紹介された。SDIO では円になって座って話し合う。ディスカッションをつくるのは、どちらかというと参加者の人達で、インストラクターは、その話が被害者を責めるものとならないようにするファシリテーターのような存在である。講座に入る前には必ず以下のような講座中の約束をする。その場にいる限りにおいて人の気持ちに耳を傾ける。けれども、人の体験談を聞くに耐えない場合などには我慢をしないで退出してよいし、自分で話したくないことは話さなくてもよい。秘密厳守。行動を起こす。こうした約束をした後に、FSD というのはどういうものかという説明をして、既存の護身術とは違うということをおわかってもらおう。FSD とは、強くなったり、鍛えたり、基本の型を体得するというより、自分が既に持っている力・知恵を駆使することである。それは万能薬ではなく一つの手段にすぎない。自己防衛は義務ではなくオプションである。FSD の考え方には、(自衛しなかった等の理由で) 被害者を責めることは含まれない。正しい護身術、間違った護身術の区別にこだわる必要はない。

こうした説明をしてから、ミーティングを行う。ここでは、まず暴力とはどういうものなのかを話す。ここで大事なのが、嫌がらせレベルから身を守る対象の行為として捉えていいということの確認である。そして暴力は、誰が行うのか、どんな場所で起きるのかについて、具体例を見つつ、被害者や加害者のステレオタイプを見直していく。その後、なぜ抵抗しにくいのかというのを話す。被害者とは自分になるものではなく、その役割を負わせられるのだという考えも伝える。

その後講座の本題に入る。Step1 は予防段階である。日常生活において今日から何ができるかを参加者と考える。ポイントは、自分で防犯対策や情報を選ぶことにある。護身術の本は多く出ており、防犯対策を考えると、たくさんやるべきだとされることもある。それを全部やったら、窮屈な生活になるので、選択が大事である。

Step2 では、加害者が標的を選んでいる際に何ができる

かを話す。直感を信じることに、主体的に行動することを強調する。

Step3では、加害者に標的として選ばれてしまった際に何ができるかを話す。被害者としてふさわしくないとそこで思わせるために、言葉の護身術がある。相手の手口とたくらみについて話をした後、この護身術を学び、ロールプレイをする。被害者は、自分は怖い思いをしているのに、その時でも加害者の気持ちを気遣ってしまうことがある。しかし、加害者のロールプレイをすると、加害者がゲーム感覚でやっているということがわかる。そこで、被害者だけでなく加害者のロールプレイをすることも大事である。

Step4では、加害者が強制的な力を加えてきた際に何ができるかを話す。より強力な言葉の護身術の使用や、身体による抵抗による脱出について話す。身体的な護身術については、既に私たちの体の中にある対抗手段を確認し、特に声の力の大事さを伝える。また身体的な技を練習する。

最後のStep5は、不快感を覚えさせられた後にでもできることがあるという話をする。事実直面にしたり、支援を得たり、自分の希望を主張する。他の誰かが暴力にあってしまったら、自分が近くにいたら何ができるかを話し合い、それもロールプレイをする。

講座の最後には、三つのことを伝える。被害者から抵抗者への変化には時間がかかること、自分自身と根気よく付き合うことの大事さ、過去の自分を批判するのではなく思

いやりを持ち今の自分を大切に思うことの重要さである。

FSD講座は、2時間の場合もあるが、10時間程の講座を依頼されることがほとんどである。全部完璧にできなくても、たくさん習って自分にあったものを選んで欲しいという姿勢で行っている。

こうした御講演の後、懇話会出席者の体験談を交えた活発な質疑応答が行われた。出席者からは、心理的なケアというものは限界があり身体的なケアと自分の身を守る力をつけることは必要だという意見や、日本では女性のデートレイプなど性暴力の実態が統計等で明らかにされていないのが問題だという指摘があった。また、過剰防衛になったり、そうみなされたりしてしまう危険性が指摘された。これについては松尾先生から、講座では目標は相手を打ちのめすことでなく危険を免れることにおいており、また加害者に一撃を与えた場合は警察や病院に連絡するよう伝えている、というご回答があった。また、暴力の被害者になりうるのは女性だけではないという指摘と、それはそうだが女性は女性だというだけで(性)暴力に対して身構えなければならないという指摘が出た。松尾先生からは、懇話会男性出席者の意見を聞いた際に、彼らが身近な人を通して女性に対する暴力の怖さというのを感知する傾向があるという点と、単なる暴力と性暴力というのを違う感覚で受け止めているという点が観察されて興味深い、という指摘を頂いた。また、FSDだけでなく、もっと社会に暴力を減らすことを訴えることも大事だという指摘は認められつつ、変化には時間がかかるのでFSDのような目の暴力に対処する応急処置は現在重要だ、と論じられた。また、質問紙を講座受講前、受講直後、受講後1年後に配って、調査をしており、この間に暴力に遭ったかとか、そこでどんなことができたか、という講座の有効性に関する質問もしている、とのことだった。実際に暴力を切り抜けたという回答もあるが、それと講座との因果関係の立証は難しいようだ。こうした立証の困難さは、文責者の意見では社会科学一般につきまとう問題だろう。

貴重な議論ができたが、参加者が少なかったこと、特に学生や女性の参加者が少なかったのが残念だった。(文責 | 鈴木 真)



社会倫理研究奨励賞

第6回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは?

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは?

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会的、統計学的、教育学的、歴史的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

応募要領

審査対象となる著作物 2011年12月1日から2012年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2012年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式: 本人以外の人物による推薦文を添付すること
自薦方式: 本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査方法 第六回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：鷺田清一 [大谷大学教授]）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2013年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

授与式等 2013年3月中旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2013年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第6号に掲載されます。

副賞（給付研究奨励金） 30万円

* 審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を ご推薦下さい!!

活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

2009年以降、社会倫理研究所は「ガバナンスと環境問題」というテーマで研究プロジェクトを進めている。その目的は、現行の環境対策に進展があまり見られないという認識に基づいて、効果的な対策を妨げているのは何かを突き止め、それを打破する方法を検討することである。前年度までの活動成果に基づき、2011年度の活動を開始した時点で、すでにいくつかの基本的理解が成立していた。それは次のとおりである。

- ◆環境問題に対する現在の多くの取り組みは、温暖化、生物多様性等の問題に個別に対応しようとするものであるが、むしろこれらの問題に対して包括的に取り組む必要がある。
- ◆温暖化、生物多様性等、また、それらの問題の直接原因となる大気中温室効果ガス濃度の増加、生息環境の破壊、外来種、森林破壊等の問題は、人間の様々な活動の結果であるが、これらの問題に対する多くの対策は、「結果」を抑えようとするのみであり、「原因」となる人間の活動に対応していない。本当に効果的な対策を得るには、むしろ、「原因」となる人間の活動を明確にし、それに対する対策を講じる必要がある。
- ◆環境問題に対応するために成立している現在の体制は、おおむね、様々な形の汚染問題（大気汚染、酸性雨、オゾン層破壊等）に対応するために成立したものであり、科学者が問題を分析し、行政が規制し、技術家が代替技術を開発し、市民団体等が監視と呼びかけを行うという形のものである。これは、汚染問題には大変適したものであるが、現在の生物多様性や砂漠化の問題はどちらかと言うと、各地域の現場にいる人たちがすぐ周りの自然環境にどのようにかかわっているかにかかっており、まったく違う取り組み方が必要である。温暖化も、世界中に資源や商品等を運搬しては解決できないものであり、地産地消により適ったシステムが不可欠であるが、地産地消は上からの定めによって成立するものではなく、地域レベルで作っていかねばならないものである。そのために地域社会の役割が極めて重要となる。
- ◆地域社会のかかわりが重要だとすると、これは発展途上国も含めた全世界の地域社会のことを意味し、貧困

等、地域社会に影響するさまざまな条件から切り離して環境問題を考えることができないため、地域社会が抱える社会問題や経済問題と関連付けて環境問題への取り組みを構想する必要がある。

- ◆環境の様々な問題に包括的に取り組むためにも、情報収集、問題分析、対策検討、政策決定、そして実施の各段階における幅広い当事者の参与と合意形成が不可欠である。

上記のような方向性がすでに確立しているうえで、2011年度の活動に取り組んだ。今年度の取り組みには重要なものが二つあった。一つは執筆者の研究休暇における研究活動であり、これに関する報告は『時報しゃりんけん』本号の16-18頁で別途報告されている。

もう一つは、2011年7月16～17日に開催された、「経済と環境問題」研究への取り組みを開始するための準備研究会であった。この研究会はあくまでも準備のためのものであって、「ガバナンスと環境問題」を考察するために極めて重要である経済という課題への取り組みの方針を定めるためのものであった。参加者には、幾つかの課題が与えられていたが、この準備研究会は、多様な視点から、ある程度のブレインストーミングを図るための研究会であって、そこで求めていた成果は、経済と環境問題自体に関する何らかの理解を得ることではなく、「こういう課題をみるべきではないか」という、これからの研究の指針を得ることであった。

「経済と環境問題」を取り上げる目的は、「結果」ではなく、「原因」に注目し、包括的な取り組みのヒントを得ることである。グローバル規模の環境問題が生じた主要因は産業革命以降の経済であると見受けられるので、産業革命以降の経済をどう見るべきかが特に注目点となるが、環境問題の関連で産業革命以降の経済が議論されると、そこから生まれた大量生産・大量消費が課題にされることが多いだろう。しかし、それより広く、産業革命以降の経済とそれに伴った思想、思考、文化等の変化が環境問題につながった様々なメカニズムを明確にするために、経済における農業の位置づけの変化、人口の動向、森林に対する扱いの動向等の多様な方面から見つめることにした。

大まかな結論は、産業革命以降の経済を焦点にすること自体の妥当性が裏付けられ、その経済から生まれた大量生産・大量消費に加えて、産業革命以降の経済において農業の位置づけがどう変わったか、農業以外の人間と自然環境の様々な接点（林業、鉱山業等）がどのように変わっていったのか、人口増加はどのように影響を受けたか、その経済においては物質（材料）そのものの価値がどのように変わっていたのか（物質の価値が下がり、物をゴミとして捨てるのが当たり前になり、かつて例のない「ゴミ社会」を作った理由は何だったのかを検討するための問いかけでもある）、土地所有に対する法整備、理解、および感覚における変化が人間と土地の結び付きをどのように変えていったかなど、ここ2世紀半ぐらいの変動を多面的に捉え俎上に載せる必要があるということであった。

なお、この準備研究会の成果は、マイケル・シーゲル・中山典子・松本哲人・吉永明弘著『経済・農業・思想・環境—環境問題の起源を探る—』（南山大学社会倫理研究所、2012年）として研究所刊行物として発表されている。

これからの「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

2012年度では、引き続き、二つの課題を焦点にする予定である。まずは、「経済と環境問題」というテーマに沿った研究を続ける。そのメイン・イベントは12月に

開催される予定のワークショップであり、今度はプレーストリーミングとしてではなく、上記の議論に関する実質的で明確な理解を求めることが目指される。参加者は、昨年の準備研究会と基本的に同じ陣容を予定している。

もう一つは、ランドケアに関する研究およびランドケアを日本で紹介するための活動を行うことである。ランドケアは、もともとオーストラリアの農業から生まれたものであるが、それが成果を上げていることが知られるにつれて、次第に、都会における環境保全（アーバン・ランドケア）、川や海岸の保全（リバーケア、コーストケア）に拡大していき、更に他の国にも広まり、現在は先進国と発展途上国を含めて十数カ国に広がっている。地域レベルの有志の自律集団を基盤とし、包括的な取り組みを重視して、連携によって地域レベルの集団の限界を超えていくこの仕組みは、本活動報告の冒頭で必要だと主張した目的に資する仕組み、すなわち、包括的な取り組みと地域社会の活躍を重要視し、それらを実現していく上で成果を実際に上げている仕組みである。それと同時に、地域レベルの活動の間の広い連携、また地域レベルの活動と行政、専門家、技術者、企業等との連携を確立していくものであり、環境問題への取り組みに大きく貢献するものであると思われる。■

報告 ■ マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所第一種研究員
南山大学総合政策学部教授



活動報告

「科学技術と倫理」研究プロジェクト活動報告

今年度は、筆者が三菱財団人文科学研究助成を得て進めている研究プロジェクトの一環として、「脳科学が社会を変える？」と題したシリーズ懇話会を開催した。

近年、人間行動を生み出す脳のメカニズムにかんする研究が急速に進んでいる。それらの研究は、しばしばわれわれの常識的な理解を覆すような知見ももたらしている。本研究プロジェクトは、反社会性、依存症、消費行動などにかんする脳科学研究が、責任をめぐるわれわれの社会実践にどのような影響を与えるのかを考察することを目的としている。今年度のシリーズ懇話会では、人間行動にかんする脳科学研究の現状を明らかにするために、いくつかの具体的なテーマにかんして、専門家に話をうかがった。

第1回懇話会「うつ病は脳の病気か、心の病気か」は、2011年5月20日に開催された。懇話会では、精神科医の**田所重紀**先生に、うつ病にかんする脳科学研究の現状や課題について講演していただいた。

講演では、まず、うつ病に何らかの脳の異常が関連していることにはさまざまな証拠があるが、脳の異常とうつ病のさまざまな症状のあいだには、きれいな対応関係が成り立たないのではないかという疑問が提示された。現在では、うつ病の診断は患者さんが訴える症状に基づいて下され、その点で、身体的な異常が原因として特定されている病気や、単一の原因が想定されている症候群とは異なった性格を持っている。また、現在一般的なSSRIなどの抗うつ薬が何にどのようにして効くのかについては、明らかでない部分が多い。それらのことを考えると、脳の状態の変化だけによってうつ病のさまざまな症状を説明することはできないかもしれない。

うつ病にかんしては、脳科学的な研究だけではなく、自己評価のゆがみや対人関係の問題など、さまざまな要



因から説明や治療法が提案されており、それらのいくつかは、一定の効果を持つことが知られている。したがって、うつ病には生物学的なレベルから社会的なレベルまで、さまざまな要因が関係しており、精神科医は、どのレベルに働きかけるかをその都度判断することが必要である。このような複雑な実態を考えるならば、うつ病は脳の病気か心の病気かという問いは不適切なものである、というのが田所先生の結論である。

第2回懇話会「脳神経科学実験によって、政治行動の何がわかるか」は、2011年7月2日に開催された。懇話会では、政治学者の**加藤淳子**先生に、自ら進められている投票行動にかんする神経科学研究について講演していただいた。



加藤先生のグループの実験では、1992年の米国大統領選挙に用いられた選挙CMと、コークおよびペプシのCMを用いて、自らの陣営の魅力をアピールするポジティブCMと対立陣営を攻撃するネガティブCMを交互に見せ、被験者の支持について質問すると同時に、支持の変化に伴う脳の活動を調べた。

この実験の結果、次のようなことが明らかになった。選挙CMとコーラのCMでは、活動が強く出る部位が異なっていた。選挙のネガティブCMを見ているときの脳の活動を、支持を変えた被験者と変えなかった被験者で比較したところ、両者とも前頭前野で強い活動が観察されたが、その部位は異なっていた。

これまでの研究を見ると、支持を変化させなかったグループで強い活動が見られた脳部位は、不一致の発見や、論理の整合性の判断などの課題を行うときに活動することが知られている。また、支持を変化させなかったグループで強い活動が見られた脳部位は、帰納的判断や意図の不一致にかんする課題を行うときに活動することが知られている。

社会的行動においては、経験や学習から帰納的に他者間の社会的序列や関係を判断する能力も、社会的関係にはとらわれず、与えられた情報の一貫性の有無を論理的に演繹する能力も、両方必要である。この実験では、両者それぞれに対応する機能を持つ部位の活動が観察されたことになる。

しかし、行動と強い活動が見られる脳部位は、つねに一对一対応を示すわけではなく、実際に判断を下すさいにはそれ以外の脳部位も関与している。このため、政治行動を特定の脳部位から予測することはできない。イメージング技術を用いた犯罪捜査やマーケティングに注目が集まっているが、このようなデータの性格を考えれば、現実的ではない。

とはいえ、これまでの社会科学的研究は行動観察を中心としており、その背景にある心理的過程はブラックボックスのままだった。このブラックボックスの中身を探ることを可能にするという点で、脳神経科学研究は、社会科学的研究にとって重要な意味を持つ、と加藤先生は指摘する。

第3回懇話会「シャブにハマるのは悪いヒトか？—薬物依存から見える人と社会」は、2011年7月15日に開催された。懇話会では、神経薬理学者の廣中直行先生に、薬物依存の脳内メカニズムについて講演していただいた。

アルコール、タバコなどと並んで、現在違法薬物に分類される物質には、古来宗教儀式などに使用されてきたものが多い。違法薬物の使用が厳しく取り締まられるようになったのは、近代衛生思想が確立されて以降のことである。では、なぜ違法薬物の使用はよくないのだろうか。

違法薬物の問題は、強迫的な欲求をとまなう物質依存を引き起こすことにある。なぜ依存が生じるのかということについては、二つのアプローチがある。20世紀の半ばまでは、物質依存は意志の弱さのような個人の心の問題が原因であるという、心理学的な説明が有力だった。しかし、20世紀後半になると、薬物が作用するメカニズムが明らかになり、生物学的な説明が有力になった。たとえば、サルを用いた動物実験では、サルでも物質依存になることが知られている。これは、物質依存に生物学的な基盤が存在することを示唆している。近年、この生

物学的な基盤は脳内報酬系であることが明らかになっている。報酬系は、生物にとって報酬を予測し、行動をガイドする役割を持っているが、違法薬物は、このシステムの働きを変容させるのである。

他方で、物質依存に関わる心的要因についても新たな知見が得られている。たとえば、依存症患者は将来の報酬を待つことができない、いいかえれば衝動的である、という実験結果がある。また、ギャンブル課題を用いた研究によれば、われわれの中にはギャンブルで大負けを繰り返す人が一定数存在し、また、それらの人々は、自分自身を慎重で熟慮的であると自己認識していることが明らかになっている。物質依存に陥りやすい人は、自分自身の意識としては熟慮的だが、無意識的な行動においては衝動的なのかもしれない。

依存症は一生続く問題であり、また、社会的な弱者が犠牲になることが多いため、薬物乱用には一定の規制が必要であることは間違いない。しかし、現在の日本では、依存症患者を治療し、社会復帰を支援することに十分な労力が割かれていないということが問題である。現在の日本は、違法薬物の使用者にたいして厳しい処罰を科す政策をとっている。しかし、厳しい処罰を科すことは根本的な解決にならず、むしろくり返し乱用に陥る人々を増やすだけに終わる危険性がある。依存症患者の社会復帰支援をためらうことには、薬物依存を自己責任と捉えることなど、さまざまな理由が考えられるが、社会として、たんなる処罰主義を超えた対応が必要である、と廣中先生は指摘する。

一連の懇話会から明らかになったのは、人間の意思決定と行動にかんする神経科学研究がめざましい発展を遂げており、その射程もきわめて広大であるということである。それは、一連の研究がさまざまな社会的、倫理的問題を引き起こしうるということでもある。今年度のプロジェクトでは、反社会性や消費行動など、すでに研究が進んでいるいくつかの重要なテーマを扱うことができなかった。また、これらの主題について、具体的にどのような社会政策が必要となるのかということについても、十分に論じることができなかった。筆者は現在在外研究中のため、本プロジェクトは2013年度に再開予定だが、再開後はこれらの問題にも取り組みたいと考えている。■



報告 ■ 鈴木 貴之

南山大学社会倫理研究所第二種研究員
南山大学人文学部人類文化学科准教授

活動報告

シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」活動報告

「活動報告」を個人的な話から始めて恐縮だが、2011年3月11日に東北太平洋岸を中心に東日本を襲った大地震と大津波、また翌12日から始まった福島第一原子力発電所の重大事故は、私の足元を大きく揺るがした。特に、原発事故の衝撃は大きく、この事故をきっかけに、戦後日本の歴史の振り返りと読み直し、価値観の問い直しへと私は向かっていった。

このシリーズ懇話会の原案を提案するにあたり、「私たちが問わなければならないのは、この原発事故を招いた日本社会のあり方そのもの、私たちの生き方そのものであり、こうしたあり方、生き方を根底で支える価値観ではないでしょうか」と私は書いたが、それがその時点での私の正直な気持ちであった。そして、3・11以後、それ以前とそっくり同じに生きることはもう出来ない、表面上はさして変化していないように見えても、私たちの根底を流れる何か（時代精神あるいは価値観）の潮目が変わりつつある。そんな直感の中で、3・11「以後」を考え、問い直す、このシリーズ懇話会を企画した。

上記の問題関心を背景として、3・11以後を考えるにあたって必要と思われる観点、検討すべき課題をいくつかのテーマに分け、今年度と来年度（2012年度）の2年にわたってシリーズとして懇話会を開催することが決まり、今年度は科学技術およびエネルギーという観点から、二回の懇話会を行うことが出来た。

第1回懇話会は、テーマを「**私たちにとっての科学技術**」とし、2011年12月7日に開催され、45名が参加した。

まず、この報告の執筆者である南山大学人文学部の三好千春が『「しろと」 松下竜一の問い—「暗闇の思想」と環境権』という題で、1970年代に起こった豊前火力

発電所建設反対運動と豊前環境権裁判において中心的役割を果たした作家、松下竜一が提起した「暗闇の思想」と環境権の内容とそれらが持つ意義について講演を行った。

三好は、1970年代の火力発電所建設をめぐる一連の抵抗運動とそこから生まれた思想の中に、中央の政策決定者と地方住民との当事者性をめぐる問題、科学に「しろと」である地元民と科学の「くろと」である企業で働く科学者の間のコミュニケーション問題、そして電力を欲望のままに使い放題使うことが発展であり進歩であり「よいこと」であるという価値観に対する根本的な疑問の投げかけがあること、そしてそれはまさに今、私たちが直面している課題であり、特に松下竜一の「暗闇の思想」の中に、3・11以後を考える重要な視点があることを指摘した。

次に大阪大学コミュニケーションデザイン・センターの平川秀幸准教授が「科学技術コミュニケーションのこれから—日本版「信頼の危機」への応答」と題して、講演を行った。

平川先生は、福島原発事故以来、日本社会にも科学技術に対する「信頼の危機」が到来していることを指摘した上で、専門知は社会にどんな貢献ができるか、すべきか、そして専門知が社会に貢献するためには何が必要かという視点からの考察を展開された。

平川先生は、3・11以降のトランスサイエンス的問題として、(1) 科学知識自体が持つ不確実性・修正可能性が露わになったこと、(2) 科学の「マルチボイス」が顕在化したこと、(3) 「原子カムラ」や「御用学者」問題に示されるように、科学知識に基づく価値判断と政治的・法的問題との関係の深さという三点を挙げ、現在、促進



すべきは、科学技術の不確実性や社会的意味・文脈まで含めて語り合い、科学や政策決定の「専門家」と市民社会との間で双方向・相互作用的にコミュニケーションが行われるトランスサイエンスコミュニケーションであることを主張された。そして当面の課題として、科学技術と社会の問題に関わる意思決定に参加する「市民権」の獲得・確立というデモクラシーの問題と、「核の市民権」確立のために科学・技術のおよび人文・社会的な専門知がどう貢献出来るかという点を指摘した。

また、コメンテータを務められた名城大学大学院 大学・学校づくり研究科の黒田光太郎教授は、ご自身が若き日に関わられた松下竜一の火電建設反対運動への言及から始めて、現代技術が、それを生んだ社会の価値観を反映し、経済システムの発展に合うような形で形成されているがゆえに、今後は科学技術・工学に携わる者の人間教育が重要であり、学生はまず、学部教育において基礎科学とともに ELSI (倫理的、法的、社会的問題) を学び、豊かで成熟した人間性を持つことが必要であること、特にそうした教育体制は、原子力工学の学生には不可欠であること、そしてこれからの原子力工学は安全性を中心にした工学として「人類生存のための工学」へと再編される必要があること等を述べられた。

三者には、専門知である科学技術とそれには「しろうと」である市民の間で、いかにその専門知が「民主化」されるべきかという問題意識が共有されていたと思う。

つづいて第2回懇話会は、2012年1月7日に、「私たちにとってのエネルギー」をテーマに開催された。この回では、慶應義塾大学法学部の田所昌幸教授が「エネルギー供給とリスクー地政学的観点に重点を置いて」という題で講演を行い、41名が参加した。

講演は、一次エネルギー供給構成の推移、世界における石炭や石油の埋蔵量、原油や天然ガスの価格変動表などなど、様々なデータが具体的かつ豊富に示され、石油、石炭、天然ガス、原子力といったエネルギー源が抱えるリスクと利点を比較検討しながら、考察が展開された。

田所先生は、エネルギー問題は、ある一つの側面からのみ考えることは出来ず、安全保障、経済、環境、さらにはライフスタイル全般といった総合的な視点から比較検討する必要があることを強調し、原油や天然ガスが、単なる商品ではなく政治的な道具として利用される点を考慮する必要があるが、豊富な埋蔵量と政治が介在することが少ない石炭に依存すると、石炭は二酸化炭素排出量が格段に多いため温暖化の促進につながってしまうと



いった、エネルギー供給上のさまざまなリスクを具体的に挙げながら、結論としては、電力供給の中期的見通しは、橘川武郎一橋大学大学院商学研究科の意見に依拠しつつ、①再生可能エネルギーの普及、②民生用を中心とした省エネルギーの深化、③火力のゼロ・エミッション化の進展を促進し、原子力依存は低下しても、完全にゼロにすることは不可能で、原子力依存を2割程度で残りを火力や節電、そして自然エネルギーでまかなう「脱原発依存シナリオ」が現実的であるとされた。

このシリーズ懇話会はまだ2回しか行われていないが、「3・11以後」に問われていることを、歴史学、科学技術社会論、国際政治学とそれぞれ事なる視点からアプローチし、その結果、異なる問いとそれへの応答を見ることができ、非常に興味深かった。福島第一原発事故が日本社会に何を問いかけているかという問題提起から、日本におけるデモクラシーのあり方から個々人のライフスタイル、国際経済の動向から地政学、そして、何が人間にとって真の幸せかという哲学的な、しかし誰でもぶつかり得る問いまでが幅広く浮かび上がってきた。それらは多種多様でありながら、全てが複雑に絡み合いつながりあっている。

2012年度も引き続き、このシリーズ懇話会は行われる。そこでなされる講演と議論は、さらに広い問題関心と問題意識から発され、「3・11以後」を考える視角をさらに深化させる問題提起となるだろう。■

報告 ■ 三好千春

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員
南山大学人文学部キリスト教学科准教授

ソーシャル“な”ころを 考えるための十冊

案内 ■ 土屋 耕治 つちや・こうじ

南山大学人文学部心理人間学科講師

最近、ちまたで「ソーシャル」という言葉を聞く機会が増えたように思う。ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)、ソーシャル・ゲーム、ソーシャル・メディア、ソーシャル・ブレインなどなど。心理学においても“ソーシャル”・サイコロジーという研究領域がある、という“今風”に聞こえるかもしれないが、「社会心理学」のことである。

社会心理学という語の中の“社会”とは、“ソーシャル”という言葉で表しているものに近い。周りの影響を受けると同時に、周りに影響を与える中で浮かび上がる私たちの行動・思考を扱う研究分野であると言える。

このように書くと、扱う範囲がとても広く思われるかも知れないが、実際の通りである。同調、説得に関することから、偏見・差別、文化の話まで。本紹介で、その全てを網羅することは出来ないが、このような膨大な守備範囲の中に共通するのは、人間の持つ“ソーシャル”なところと言えよう。“ソーシャル”なところとは何か(むしろ、“ソーシャル”というキーワードなしに“ころ”は語れないとも思っている)について考えるための10冊を紹介していきたいと思う。



現実の問題からの問い

社会心理学の研究は、現実の問題と切り離すことはできない。同調や服従の研究などはその代表格と言えるだろう。社会心理学の一つ一つの研究は、実験室などの統制された状況で行われることも少なくないが、その問題意識や切り口は、現実と向き合う所からスタートしている。

服従の心理

社会心理学の中でも、古典と言える（私には、伝説のようにも思える）実験がいくつかあり、その1つがスタンレー・ミルグラムによる服従の実験であろう。初めに、この実験に関して、2つの本を挙げる。第一は、①**服従の心理** スタンレー・ミルグラム、山形浩生訳、河出文庫、第二は、②**服従実験とは何だったのか**—スタンレー・ミルグラムの生涯と遺産 トーマス・ブラス、野島久雄・藍澤美紀訳、誠信書房、である。前者は、ミルグラムが、自身の行った一連の実験とその考察について記した本であり、後者は、服従実験を中心にミルグラムの生涯をふり返る本である。

第二次世界大戦中に、強制収容所で重要な役割を果たしたアイヒマンという人物は、「極悪人ではなく、ただの役人であった」とは、哲学者ハンナ・アーレントの考察である。ユダヤ人であったミルグラムは、この点に注目し、人は果たしてどの程度まで権威に弱いのだろうか、ということ明らかにする実験を行った。これが、服従実験である。教師役の実験参加者は、生徒役（サクラ）が問題に間違えたら電撃を与えるように実験者に言われる。実験者に言われるままに、参加者が電撃をだんだんと強くしていくと、生徒役は、「もう止めてくれ!!」と苦痛の声を上げ始める（もちろん、この声は演技であり、実際に電撃は流れていない）。参加者が「痛がっているけど、よいか」と聞けば、実験者は「続けて下さい」と言い、仕方なく電撃を強めていく…。その時に人はどうするか。結果は、事前の予想を裏切り、多くの人々が、最大限の電気ショックの刺激のボタンを押してしまう、というショッキングなものとなった。この本では、この実験が、よく知られているタイプのもののみならず、実験者の人数、参加者とサクラとの距離など、いくつも条件が変えられて行われていることを知ることができる。

想像に難くなく、この実験は倫理に関する議論も巻き起こした。科学への貢献、と大義名分が与えられたとし

ても、実験参加者を苦しめることがあってはいけないのではないかという論点は、まさに服従実験で示したことなのだと思う。「服従の心理」に加え、「服従実験とは何だったのか」を合わせて読むと、人のこころに挑む、社会心理学者の生き様が伺える。

冷淡な傍観者たち

1つの事件を元に、それを生み出す人間について社会心理学者が迫った研究がある。その事件は、普通のニュースのように報道された。『昨日の早朝、クィーンズに住む二八歳の女性が、キュー・ガーデンズの彼女の住むアパートの前で刺殺された。』被害者の名前を取ってキティ・ジェノヴィーズ事件と呼ばれる。この事件が特異だったのは、最初の叫び声が聞かれてから被害者が殺されるまでに30分近くかかっており、その間、38人の人がその悲鳴を聞いていたが、通報をしなかったということにある。ピューリッツ賞を取ったこともある新聞記者がこの事件についてまとめたものが③**38人の沈黙する目撃者**—キティ・ジェノヴィーズ事件の真相 A・M・ローゼンタール、田畑暁生訳、青土社、である。あなたは、「自分であれば黙っていない」と果たして言い切れるのか、という問いは重い。この事件に触発されて、ビブ・ラタネとジョン・ダーリーが行った一連の実験とその考察を記した本が、④**冷淡な傍観者—思いやりの社会心理学** ビブ・ラタネ、ジョン・ダーリー、竹村研一・杉崎和子訳、ブレーン出版、である。人間は、周りに人がいるときと、一人の時だと、どちらの方が倒れている人を助けるのか。人が周りにいることは、人を冷淡にしてしまうのか、と。「哲学的な問題への深い興味を創造的でわかりやすい実験のやり方に結びつけ、そこからはっきりした結論を導き出す」（服従実験とは何だったのか、p.8）とは、正に、こうした社会心理学者の実験の様を表した言葉であろう。

予言がはずれた教団の行方

現実の問題に迫る、だけではなく、入ってみる、ということの記録が、⑤**予言がはずれるとき—この世の破滅を予知した現代のある集団を解明する** L・フェスティンガー、H.W.リーケン、S.シャクター、水野博介訳、勁草書房、には記されている。彼らは、自らの認知的不協和理論という仮説を検証する事例を探していた。この理論は、意見、

信念、環境についての知識、それに自分自身の行為や感情についての知識の間の関係において、不協和状態が生じた場合、それを低減させようという圧力が生じる、と説明する。彼らは、この世の破滅を予知した教団が、その予知が外れた後、どのように変化していくのか、を教団のメンバーとして参画する中で丁寧に観察した。本書はその記録である。事の顛末は、理論的仮説を支持するものであり、教団メンバーは予知に対して既に高い関与が生じていることから、周りに自らと同じ態度の人を増やすべく布教活動に力を注ぐ、という結果であった（このあたりのメカニズムについては、訳者解説が分かりやすい）。身体を張るという言葉がこれほど似合う研究もない。

影響力という武器

次には、⑥**影響力の武器—なぜ、人は動かされるのか** ロバート・B・チャルディーニ、社会行動研究会訳、誠信書房、を挙げよう。原題は、“Influence”，つまり、影響力、とだけあるが、邦題は、影響力は武器になるということを示していると言えよう。人が人に影響を与える、人を動かすということの「力」を説明する。返報性やコミットメントと一貫性など、人が動かされる際に従う「原則」を数々の実験で明らかにしていく本書の内容は、なぜあれを買ってしまったのだろう、ということの説明し、内省を促すだろう。「はい」と言ってしまう、「はい」と言わせる、その裏に迫る。

意識できていないところの影響

社会心理学で扱う、人を含めた周りの環境からの影響とは、自覚しているものばかりではないことは、「影響力の武器」からも想像できるであろう。そうした非意識的な情報処理に関するところの仕組みの理解を助けるものが、⑦**サブリミナル・マインド—潜在的人間観のゆくえ** 下條信輔、中公新書、である。本書は、認知科学者の著者が、大学で行った講義を元にしたものである。『問：人は自分自身の態度、感情その他の内的状態を、いかにして知るか？

答：まず自分自身の目に見える行動を観察し、また周囲の状況を観察し、推測することによって』（サブリミナル・マインド、p. 20）。これは、社会心理学者であるベムが提唱した自己知覚理論に基づく。本書で紹介される数多くの実験からは、周りからの影響のみならず、自分のところにさえも鈍感で、自分自身についてさえ、周囲の手がかりを用いる私たちが浮かび上がる。これは、ところが“ソーシャル”であることの一側面をあらわしていると言えよう。

文化の影響とは

上記のような、ところが“ソーシャル”であることを文化のレベルから議論している本が、⑧**文化と実践—心の本質的社会性を問う** 石黒広昭・亀田達也編、新曜社、である。人間という動物の持つ特徴の1つに、自らに合うように周りの環境を作り出す、ということがある。『本書で我々は心の本質的社会性を主張する。心は社会的に構成されている。そして、その心がまた社会を創造する。心と社会は人々の実践活動を通して繋がれる。』と冒頭にあるように、心と社会の相互依存関係について、気鋭の学者が3つの異なる立場から、議論を交わす。文化が心を作り、心が文化を作り出す。では、そのダイナミクスはどのようになっているのか。本書は、3名が主張を述べた後、別の学者によるそれに対する忌憚のないコメントが述べられる、という形式を取っていて、議論の様子が分かるという点においても、とてもスリリングな本である。

物が売れていく過程に、人はどう関わっているのか

残り少なくなって来た紹介の中で触れておきたい一冊が、⑨**急に売れ始めるにはワケがある—ネットワーク理論が明らかにする口コミの法則** マルコム・グラッドウェル、高橋啓訳、ソフトバンク文庫、である。これは、流行がどのように生まれるのか、について、アカデミックな知見、学者へのインタビュー、人と人とのネットワークのキーとなる人物へのインタビューから構成されている。そして、どういったプロセスによって、特定のものが流行ることとなったのかを丁寧に紐解いていく。抽象的な話だけではなく、キーとなる人の人となりも明らかにしている本書は、ところがつながり社会のうねりを生み出す様相を描き出す。

社会心理学者の視点

最後に紹介するのは、一人の学生が、遊学しながら社会心理学者になっていく過程を描いた⑩**異邦人のまなざし—在パリ社会心理学者の遊学記** 小坂井敏晶、現代書館、である。著者は、日本に生まれ、世界を放浪し、現在は、パリ第八大学で教鞭を振るうという経歴の持ち主である。彼が、どのように心理学に出会い、どのような視点を持ちながら研究を行っているのか。指導を仰いでいた著名な社会心理学者モスコヴィツシ教授は、重箱の隅をつつくような批判をする学生を厳しく叱り、「くだらないことをするな。他人の欠点を見つけるのは、お前でなくともできるんだ。」と言ったという。異文化との出会いから、

研究への向き合い、異邦人として生きることについて、語られる。研究とは、現実への独創的な切り込み方であり、深い洞察が価値を生む様が生き活きと描かれている。

最後に

ここまで、古典と言われる研究から、現在の様々な視点まで紹介してきた。この紹介を執筆する中で、私自身、現実問題に対して、社会心理学者はどのように戦いを挑んできたのか、ということを考えて直している。「目に見える状況の力だけでなく、誰も予期していなかった状況のなかから眼に見えない特徴を取り出して見せたことにある。」(服従実験とは何だったのか、p. 8)とは、優れた社会心理学者を形容した言葉であり、社会心理学に携わる者としては、こうした取り組みが明らかにするところの様相があるように思いたい。権威には弱く、ときに冷淡で、矛盾しているように見える行動を取り、人に動かされ、育った文化の影響を受け、埋め込まれたネットワークの影響を受け、それらに自覚もない。数々の研究で先達が解き明かしてきた“ソーシャル”なところとは、そんな社会的動物としての人間の特徴だ。



社会のうねりに対して、研究という武器を持ち、ここを明らかにすべく研究してきた(戦いを挑んできた)社会心理学者自身の歩みもまた、周りに影響を与え、与えられ歩んできたという意味において、ソーシャルな営みであったのだという実感を、10冊を見通して思っている。ここで紹介した10冊は、社会心理学者の社会への挑み方から、“ソーシャル”なところを考えることともいえる。本紹介を読んだ方が、少しでも“ソーシャル”なところに興味を持ち、先達が踏み固めた足跡の上を歩いてもらえればと思っている。■



ルワンダ視察報告

ルワンダで何を見出そうとするのか

ルワンダという国は、多くの日本人にとって馴染みの薄い国である。そもそもサハラ以南のアフリカが、日本と縁の薄い地域であることは間違いないだろう。しかし一部の日本人にとって、ルワンダは特殊な感慨を抱かせる国である。それはこの国が「人類の良心に衝撃を与える悲劇」、わずか三ヶ月で80万人もの人々が惨殺されるジェノサイドを経験したからである。この悲劇は、少なくとも学者については衝撃を与えた。『ホテル・ルワンダ』のように、ジェノサイドを題材とした衝撃的な映画を見た人も少なからぬ人数いるであろう。そう、ルワンダはジェノサイドとともに語られる国である。

だが、私を含めた研究者のうち、どれだけの人々がルワンダを「知っている」のであろうか。より、正確な言い方を心掛けてみよう。ルワンダを語る研究者は、経済成長などの「カタログスペック」を知り、ジェノサイドの凄惨な事例を知っている。しかし、いまルワンダで生きている人々について何を知っているのだろうか。さらに問題を精緻化すると次のようになる。ルワンダでの凄惨な悲劇は、確かに事実である。しかし、凄惨な悲劇の事例を繰り返し教育する大学教員としての私は、「暗黒大陸アフリカ」というステレオタイプを、多くの学生に刷り込んでいるにすぎないのではないか。

この悲劇に彩られた国は、1000万人もの人々が生活する祖国であり故郷である。愛すべき彼らの祖国は、単に悲嘆に明け暮れた国のままではない。にもかかわらず、ジェノサイドの物語を繰り返すことだけを研究者が繰り返しているならば、可哀想な人々というステレオタイプを再生産し、暗黒大陸アフリカのイメージを強化しているに過ぎないのかもしれない。しかし同時にジェノサイドを入り口としてルワンダに興味関心を抱いた私のような研究者は、容易に「ジェノサイド」視点を抜け出せないのも事実である。では、外部の人間としてジェノサイドを「知っている」人間は、どのようにルワンダに関わることができるのか。

案内 ■ 大庭 弘継 おおば・ひろつぐ

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員 / 総合政策学部講師

こういった漠然とした問題意識もしくは不安感が今回のルワンダ訪問の目的の一つであった。本稿では、外部者としてルワンダにどうかかわるべきかという問題意識を前提に、インタビューの陳述を中心として、ルワンダ訪問の顛末を語ることにする。

ルワンダの印象

とはいっても、ルワンダという国の印象を抜きにして、インタビューだけを陳述するのはあまりに味気ない。私が滞在した2012年の3月4日から9日という数日間得た、ルワンダの首都キガリの印象を、端的に下記のようにまとめてみた。

私が持ったルワンダの印象は、次の三点である。まず目覚ましい発展。道行く人々は携帯電話を片手に、商店や銀行は人々にぎわい、近代的なビルが立ち、建設中の建物も散見される。なにより驚きなのは、建設中の建物が本当に建設の最中であったことである。というのも、多くの発展途上国には建設中のまま放棄され完工していない建物が、至る所に存在するからである。しかし、私が訪問したキガリに限ってかもしれないが、そういった建物を目にすることはなかった。両替のため街中の銀行に入る。溢れんばかりの人々が、銀行のロビーにいる。外貨をルワンダ貨幣に両替するためか、ショートカットしてもらえた。プリペイド式の携帯電話をデパートで購入した。

次に治安である。キガリに限った話かもしれないが、数時間、街を散策することができた。緊張することもなく、危険な人々に出くわすこともなく、上述のように、デパートや銀行など、唯一のアジア系ということで注目されることしきりではあったが、危険を感じることはなかった。そういえば、至る所で武装した軍人を見かけるが、治安維持のためであったのだろうか。また滞在中に一度たりとも賄賂を要求されることもなかった。

そして清潔であること。発展途上国のみならず日本においても、やはりゴミが目につく。しかしルワンダの道路はきちんと清掃されており、目に見えて清潔感にあふれた町であった。街中に小川が流れていたが、ごみは落ちていなかった。日本の川と異なりきれいであったのは印象的である。のちに聞いたところによると、国民の義務として、毎週土曜日の午前、公共の場の清掃を行わなくてはならないとのことである。

畑中邦夫在ルワンダ大使

在ルワンダ大使館は、2010年1月に新しく開館した大使館であり、畑中邦夫大使は、その初代特命全権大使として赴任された。畑中大使はルワンダにおける日本の顔である。

畑中大使は、ルワンダ政府の外交政策と経済政策を高く評価されている。第一に、積極的な国連平和維持活動への参加である。しかし、その動機は複雑である。というのも、ジェノサイドの際、国連安全保障理事会は、ルワンダに展開しているPKO部隊を大幅に削減する決議を採択した。つまりPKOはルワンダのジェノサイドを阻止できず、国連はルワンダを見捨てる決定を下した。それゆえ、国連を単純に信頼するということはない。しかし、あの時ルワンダに十分なPKOが展開していたとすれば、事態は変わっていたのかもしれない。だからこそ、積極的な国連平和維持活動への参加を、国際の平和と安全の維持に貢献するのだと確信している。このように大使は述べる。

また大使の現政権の政治への評価も高い。アフリカのみならず、多くの国々において、政府の汚職が社会の発展と秩序を阻害している。しかし、このルワンダにおける汚職率は極めて低い。加えて親族や同郷出身者等を重用するネポティズムがない。また現政権の外交政策も柔軟である。内陸国であるルワンダが経済的に発展するためには、海へと続く安全な陸路が必要となる。だが西のコンゴ（民）東部地域には反政府勢力がまだ暗躍しているため、治安が安定しない。となれば東にあるケニア、タンザニアなどの英連邦加盟国との関係が重要となる。そこで現政権は、東アフリカ共同体との関係強化を目指して、英植民地でないにもかかわらず、英連邦加盟へと踏み切った。

お話を通じて、大使がなにより強調したのは、ルワンダの目覚ましい発展ぶりへの理解であった。日本におけるアフリカのイメージは、ネガティブなものが多い。その払しょくを大使は願っているように感じた。

飯泉水子大使館専門調査員

飯泉専門調査員は、ルワンダ大使館開館とともに政治経済担当の専門調査員として着任し、訪問後の3月末までルワンダ大使館にて勤務された。

飯泉調査員は、ルワンダの急激な経済発展を担っているのがディアスポラと呼ばれる海外に住む（若しくは住

んだ経験のある)ルワンダ人たちであることを指摘したうえで、この人々が複数の「コミュニティ」に分かれている現状についても言及した。ブルンジ出身者、コンゴ出身者、ウガンダ出身者などをそれぞれ意味するキニャルワンダ語(ルワンダの現地語)があり、結婚はツチャフツなどの同じ部族間で行われることが多く、プライベートな集まりになると「コミュニティ」で固まりがちである。

また着任後のルワンダの経済発展についても、着任当初、舗装もされず街灯もなかった道路が、舗装され街灯も点き、そして信号機が設置されるようになるなど、キガリの急激な変貌を語って頂いた。

飯泉調査員は、そもそもジェノサイドについての予備知識を持たずに赴任したとのこと。筆者が思うには、だからこそ意識せずの付き合いが可能となり、いろいろな人の生の声を吸収できているのだらうとの感慨を覚えた。

佐々木和之さん

佐々木和幸さんは、ルワンダ南部の都市ブタレの大学 Protestant Institute of Arts and Social Sciences にて、教鞭をとる傍ら、後述する NGO の REACH の一員としてルワンダで活躍されている。飯泉調査員いわく、最もルワンダに詳しい日本人、との評であった。

佐々木さんは、REACH のメンバーとしてルワンダにおける和解の問題に取り組んでいる。この和解について、佐々木さんにお話を伺った。

佐々木さんたちが目指す、和解のキータームとなるのが、赦しの概念である。

キリスト教の教えは、赦しの教えである。だがときとして、赦すことがある種の義務として語られてしまうことがある。しかし、ジェノサイドの災厄を、自分の家族を惨殺した人々を、容易に赦すことは難しい。しかも、加害者たちは素知らぬ顔で依然と同じように暮らしている。そこで、キリストの教えである赦しと憎しみとの狭間で引き裂かれる思いをしてしまう。赦せない自分というものに呵責を覚えることもあれば、加害者たちからの様々な圧力が存在することもある。そこで、さらに苦しむことになる。ただでさえ紛争後の社会では、生活再建も容易ではない。数多くの問題を射程に収めたうえでの和解でなければ実効性は薄いといえる。この苦しみから解放される形での赦しと和解が必要とされている。

例えば、被害者が加害者を糾弾し、加害者が謝罪し、被害者が受容するという一般的な「赦し」のかたちは、わかりやすいものかもしれない。しかし、この形式では

支障を残す場合がある。というのも、この場合の謝罪は表面的なものであり、しこりを残すからである。想像してほしい。仮に自分が悪いことをしたとしても、糾弾調で詰問されたあとに、素直に謝罪する気持ちになるだろうか。結局謝罪は表面的なものになってしまう。しこりを残したままの「赦し」では、その後の日常的な人間関係の構築までを射程に入れていない。しかも、加害者と被害者の多くが隣近所である場合を考えると、表層的な「和解」では、心も生活も支障をきたしてしまう。

佐々木さんたちが目指しているのは、神が命じる至上命令とは違う形の、義務や強制ではない、赦しの形である。それも加害者と被害者の双方で成り立つ赦しである。

まず、佐々木さんたちは、被害者の生活再建と心の癒しの支援活動に取り組む。生活再建がなっとうえで被害者は、憎しみを抱き「赦せない」という思いが自分を苦しめていることを認識する。そこで、「赦せない自分」を解放するために、加害者に向き合う一歩を踏み出す。むしろその一歩を強制することは決してできない。自発的なものでなくては、意味がないからである。…そして和解のプロセスが始まる。それは被害者が加害者を糾弾するという形をとらない。逆に被害者が加害者を赦す、とともに応答を求めることを出発点とする。それは加害者たちを集めた前で行われる。加害者たちは、被害者の体験と心情と生の声を聴き、赦しの言葉を受け取る。糾弾調ではなく、人間的に語りかける。加害者全員が心を動かされるわけではないかもしれない。しかし、加害者の中で、心を動かされる人間もいる。心を動かされた人間は被害者たちの生活再建に協力する。たとえば、被害者のための家づくりに参加する。そして、加害者は自分の意志で自発的に被害者の前で、心からの謝罪を行う。こうすることで、互いの体験、苦しみ、思いを共有することができ、新しい関係を構築していく、こういった和解を目指している。

もちろんこの試みは万能ではない。キリスト教の文化に依存するところが大きい。キリスト教の言葉を用いることで、その文化を共有しているところでは通用するだろう。しかし、この文化の外部において、どこまで適用できるかは見極めが必要である。しかし、ルワンダが抱えている問題は、そもそも人間最大の問題であるのかもしれない。解決できる、というのは楽観的すぎるといえる。時間をかけなければ、関係性が再建できない。

佐々木さんたちの試みは、現在日本で通用している和解の問題点を示すと同時に、より深い意味での和解の可

能性を示してくれる、そのように感じた。なお、佐々木さんの活動の詳細は、「佐々木さんを支援する会 (<http://rwanda-wakai.net>)」をぜひご参照いただきたい。

小林広幸 JICA ルワンダ事務所所長

小林広幸所長は、ルワンダにおける JICA の活動を統括する責任者である。

小林所長は、ルワンダが抱える諸問題を次のように指摘する。①土地の有効利用、農業生産性の問題。②人口増加の問題。特に人口増加による、耕作地の子供への分配は、限界にきている。③内陸国としてのコスト。ルワンダの輸出産業の進展には、内陸国であるというコストをいかに低減していくかが課題となる。④民族融和の問題。このルワンダの状況と日本側の問題意識をすりあわせ、小林所長も策定のプロセスに関与したのが、「対ルワンダ共和国 国別援助方針」である。小林所長とのお話も、おおむねこの重点分野を中心に伺った。

例えば「農業開発」は、単に農業生産力の向上のみを援助の対象としているわけではない。高付加価値化・ビジネス化とのタームがカッコ書きで書いてあるように、マーケティングの側面からの支援も含まれる。多くの農民は、自分たちが生産した農作物が市場でいくらで取引されているかを知らない。そこで市場に農民を連れて行き、見学させる。そこで自分たちの生産物がいくらで取引されているのかを知ることになる。

また「社会サービスの向上」は安全な水の供給というタームが括弧つきである。この安全な水の供給という問題は、多くの発展途上国が抱える問題でもある。むろん、水道管を敷設して終わりというものではない。水道管はきちんと維持管理していかなくては、末端まで水が供給されることはない。しかもタダではない。しばしば「水と空気はタダ」と自嘲的に揶揄する我々日本人も、水道代はちゃんと徴収されている。水道代を徴収し、維持管理の要員を育成し、定期的に整備していかなければ、インフラストラクチャーは破たんする。最小単位である村には、日本の青年海外協力隊が水道管理を支援する「水の防衛隊」として活動し、料金徴収や整備などの仕組みを整えつつある。

むろん上記の試みは、直接日本人が行うわけではない。ジェンダー、農業、組合、電源、マーケティングといった日本人の専門家がチームを組んだうえで、村々を回ってルワンダの人々を指導する。むろん異文化での活動である。そこには多くの困難があるだろうが、JICA 専門家

や青年海外協力隊員の熱意や様々な試みのもとで成功を収めつつある。

では融和の問題については、どう取り組んでいるのか。小林所長は、ルワンダ自身が、援助の直接的な成果として「融和の促進」を求めている以上、日本側から踏み込んで、関与することはできないということであった。むろん、それは無視するというのではない。なにより重要なのは、援助の現場において、民族その他に基づく、差別はしないという公正の原則とその実践が重要である。もちろん、小林所長も和解の問題がなにより重要だとの認識を示された。しかし、残念ながらそれは JICA の主要な任務ではない。そこで、和解のための前提条件である、生活再建、生活の向上を JICA は、他のドナー（各国の援助機関や NGO）と役割分担しつつ、ルワンダの人々の生活向上を実践している。

ETO (Don Bosco School)

『ルワンダの涙』(原題: *Shooting Dogs*) という映画がある。国連のベルギー部隊が、避難民を置き去りにして撤退し、残された避難民 2000 人が虐殺された事件である。この学校はその現場であった。

私は訪問にアポを取らず、勝手に構内に足を踏み入れた。下校する生徒を見守る男性が立っている。私に気が付き、訝しげな眼で観察された。その人物は校長であった。日本から来た学者であることを説明し、校内見学の許可を頂くことができた。

そこで校内見学をはじめたわけだが、そもそもの訪問動機が「悲劇の舞台」であることもあり、積極的に散策する気にはなれなかった。罪悪感に近い感情を抱いたからだ。

下校中の子どもたちは、私たちが知る子供たちと変わるところがない。じゃれあい、雑談しながら下校する姿は、私たちがよく知る日本の子供たちの姿と何ら変わるところはない。しかし、私は彼らを特別な存在だとしてみている。そして、その苦い自覚もある。普通の子供たちなのに、普通の子供たちに見えない色眼鏡をかけている。しかも、自分が懐いているイメージは、映画というフィクションを通じて作り上げたイメージに過ぎないのに。当初から生徒に話を聞くつもりも毛頭無かったが、好奇心旺盛に寄ってくる生徒にカメラを向けることもできなかった。

散策ののち校長室を訪れ、お話を伺った。

この学校は理系教育が中心であり、11 歳から 21 歳までの生徒 580 人が在籍し、朝 7 時 45 分から 16 時 30 分まで授業を行っているとのことであった。

いろいろと伺いたかったのだが、結果として校長との会話はぎこちなかった。私の特別な感情のためでもあるが、じつは校長自身も悩んでいるように思えた。ジェノサイドをどう伝えていくかが大変難しい問題だとしたうえで、民族の分け隔てなく教育を行い、ともに、手を取り合って生きることを学んでいることを強調した。私は「深い」質問をすることなく、校長に別れを告げた。

REACH (Reconciliation Evangelism And Christian Healing)

上述の佐々木先生に REACH のディレクターをご紹介いただき、お話を伺った。

そもそもは、アングリカンの司祭であり、また中等教育の教師、バイオロジーを教えていたそうである。東部県の出身であり、もともと和解に関心を抱いていた彼は、偶然 REACH のセミナーを受講し、それがきっかけとなって REACH のディレクターとして着任することになったという。

彼はルワンダの日常における問題を次のように説明する。現政権は確かに民族の ID を廃止し、政府は和解に努めている。しかしフツ、ツチといった民族名を名乗らなくても、諍いは存在する。フツ、ツチは互いに、不信感を抱いている。

そこで REACH は、上述の佐々木先生の節で述べた「赦し」を軸にさまざまな活動を展開している。例えば、ジェノサイドを頂点とした、二つの民族のおかれた状況を理解する必要がある。そこで REACH では、和解についての教育とともに、紛争の経緯についての教育も重視している。

もちろん人々を惹きつけるのは容易なことではない。和解とはプロセスであり、時間もかかる。REACH では、各地の教会経由で働きかけを行い、人々への参加を呼び掛けている。また REACH は法廷ではない。よって処罰という側面は当然ない。REACH の和解プロセスにおいて、重要なのは、互いに体験を共有し、徐々にではあっても、心を開きあう関係を作ることである。そのために、被害者のための家づくりなどを共同で行うなどの活動をする。

今後、この REACH の活動をコンゴやウガンダなどの周辺国へも拡大していくことを企図している。和解を必要とするアフリカ諸国は数多くある。また現在、インターンとして日本人も含めて、数人の外国人が参加している。聞けば、日本人のインターン生は現場で「マネージ」もしているとのことである。

RPA

RPA (ルワンダ平和アカデミー) は、軍の指揮系統に属する組織だと考えていた。実際、軍人がトップであり、その事務所も、訪問当時は、国防省内にあった。しかし RPA は軍の組織では無い、担当者は何度もこのことを強調した。担当者は次のように強調する。ルワンダで起きた悲劇を忘れてはならない、広島や長崎と同じく、と。

では何が重要なのか。ルワンダ軍は、確かに精強な軍隊であり、世界各地の PKO に参加している。だがそれは従来の戦争に対し精強であることを意味し、平和を築くことを意味しない。当然ながら、平和構築は軍隊の役割ではない。正確な言い方をすれば、軍隊のみならず、政府や NGO などの文民とともに行う活動である。

RPA が目指すのは、軍人のみならず、各国政府の関係者、NGO など、紛争後の平和構築を担う人々への教育機関である。最終的には、修士課程や博士課程を創設し、学術機関への発展を企図している。2011 年度は、PKO に派遣される部隊や各国の軍人を集め、平和構築とジェンダーに関する集中セミナーを開催したとのことであった。なお現在は、日本の協力もあり、RPA の校舎を建設中である。

なお、日本での報道はほとんどなされていないアフリカ即応軍 (ARF) との共同活動をも視野に入れ活動している。RPA の活動の展開に、今後のアフリカ即応軍の展開も関与してきそうである。

小括

私が訪問したルワンダは、悲劇のイメージを一蹴するほど、力強い発展を見せつける国であった。にもかかわらずルワンダの国家予算の 50 パーセント以上が援助によって賄われている。自律的なアフリカの経済発展には、アフリカへの投資が必要となる。しかしその投資を阻む構造的要因がある。それはアフリカへの「ネガティブ・イメージ」である。日本においてアフリカ関連の報道がなされる場合、多くは紛争などの悲劇のニュースである。その結果、暗黒大陸のイメージは意図せずして再生産されてしまう。ルワンダへのケニア航空機内で目にした雑誌には「ネガティブなイメージはもう結構です (No More Negative Images Please)」とのタイトルの記事が掲載されていた。アフリカは大きく変わりつつある。

むろん、ジェノサイドの悲劇は、消し去ることはできない。私の今回の訪問を通じて、悲劇を見ることはなかったとしても、それは当然である。なぜなら、悲劇によって殺された人々はあまりに多数であり、そしてやはり

生きてはいない。悲劇を抱え苦しむ人々も、経済発展を享受する人々の陰に位置し、見えてこない。むしろ経済発展は不可欠である。悲劇があっても、そこから生きていかなくてはならないという人間の現実がある。経済問題が、紛争の一因になっている以上、経済発展に協力することは、日本のできる世界平和への貢献でもある。

では当初に掲げた問題、外部の人間はいかなるアプローチを取りうるのだろうか。大きく三種類存在する。第一に、自嘲ではないが、私のようにある種の観光客としてルワンダを訪問するという方法である。多くの研究者もこのカテゴリーに入るであろう。第二に、外部者として、日本の代表として、重大な問題の解決に取り組むこと。政府や JICA を代表し、個人や現場レベルで、人々の和解に貢献することもある。最後に内部に入り込み、外部者という刺激剤としての役割を果たして行くこと。この類型そのものは、当然といえば当然である。だが問題は、ある種の観光客としての自分をどう位置付けるかである。観光客であるとともに研究者である自分の位置付けが問題となる。

ルワンダ訪問を通じて、私は常に自問自答を迫られた。ルワンダのジェノサイドを研究対象とした研究者は、お

そらくルワンダの日常を眺めることはできても、ジェノサイドの呪縛から逃れることはできない。特に、日本からアフリカをみると、そもそも頻りに交流がない国を研究対象とするとき、私たちの関心の外にある事実は、意図せずして視界から捨象されている場合もある。そのうえ、人は見たいと望むものを見る。ジェノサイド研究者が、農業問題やインフラの問題にまで視野を広げるといっては、そう多くはないことだろう。筆者もまた、ある種の色眼鏡で、ルワンダをみていることは間違いない。

と同時に、この色眼鏡がなければ、ルワンダが見えてくることもなかったかもしれない。結果として私が見出したのは、悲劇を克服しようとし経済発展に邁進する人々と、それでも根底に横たわる見えない傷跡だったわけだが、それは、私が見たいと望んで見出した作り上げたイメージかもしれない。ジェノサイドを研究する私は、人類の良心に衝撃を与える悲劇に魂を引かれた人間である。苦しむ人々が、苦しんだままでは私の中で許されず、かといってあれ程の悲劇が消滅してしまうことも許されない。

モヤモヤとしたまま、消化不良の気持ちを抱えたまま、私はいまもジェノサイドと介入の問題に取り組んでいる。■



[付記] 本稿は科学研究費補助金「「保護する責任」アプローチの批判的再検討—法理と政治の間で」（基盤研究 B 課題番号 22330054、研究代表者 星野俊也）による研究成果の一部である。

研究所活動記録

(2011年4月-2012年3月)

平成23年度(2011年度)活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

シリーズ懇話会「脳科学が社会を変える？」

第1回 平成23年5月20日

報告者 田所重紀(精神科医/千葉大学大学院)

論題 「うつ病は脳の病気か?心の病気か?」

第2回 平成23年7月2日

報告者 加藤淳子(東京大学大学院教授)

論題 「脳神経科学実験によって、政治行動の何がわかるか」

第3回 平成23年7月15日

報告者 廣中直行(NTTコミュニケーション科学基礎研究所 研究員)

論題 「シャブにハマるのは悪いヒトか?—薬物依存から見える人と社会」

シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」

第1回 平成23年12月7日

統一テーマ 私たちにとっての科学技術

報告者 三好千春(南山大学人文学部准教授)

論題 「「しろうと」松下竜一の間い—「暗闇の思想」と環境権—」

報告者 平川秀幸(大阪大学准教授)

論題 「科学技術コミュニケーションのこれから—日本版「信頼の危機」への応答」

コメンテーター 黒田光太郎(名城大学大学院教授)

第2回 平成24年1月7日

統一テーマ 私たちにとってのエネルギー

報告者 田所昌幸(慶應義塾大学教授)

論題 「エネルギー供給とリスク—地政学的観点に重点を置いて」

懇話会

第1回 平成23年6月17日

報告者 丸山雅夫(南山大学大学院法務研究科教授)

論題 「裁判員裁判の2年間を振り返る—少年犯罪を中心として」

第2回 平成24年2月4日

報告者 川村仁子(龍谷大学アフラシア平和開発研究センター博士研究員)

論題 「国際社会における「支配からの自由」の現代的意義—共和主義的視座からの考察」

第3回 平成24年2月28日

報告者 松尾奈々(フェミニスト・セルフディフェンスSDIO認定インストラクター/一橋大学大学院)

論題 「フェミニズムの実践—フェミニスト・セルフディフェンスの可能性—」

研究会

第1回 平成24年3月16日

報告者 籠橋一輝(京都大学大学院)

論題 「渇水地域における水利用・管理の持続可能性に関する分析」

ワークショップ

経済と環境問題・準備研究会(「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト)

場所 南山学園研修センター

平成23年7月16日~17日

報告者 マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)、中澤信彦(関西大学教授)、香坂玲(名古屋市立大学准教授)、高橋卓也(滋賀県立大学准教授)、中村雄祐(東京大学准教授)、福永真弓(大阪府立大学准教授)、岩崎正弥(愛知大学教授)、斎藤藤(一橋大学名誉教授)、鬼頭宏(上智大学教授)

記録委員 中山典子(名古屋大学大学院)

松本哲人(兵庫県立大学大学院)

吉永明弘(千葉大学普遍教育センター)

講演会

ヨーロッパ研究センター主催・社会倫理研究所共催

平成24年2月21日

報告者 Eric Fassin(パリ高等師範学校教授)



論 題 「ヨーロッパにおけるセクシュアル・デモクラシーと移民—文明の衝突からナショナル・アイデンティティへ」

シンポジウム

上智大学生命倫理研究所主催・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム「脳科学に何が期待できるのか?—脳研究の最前線と倫理—」

第1回 平成23年9月14日

テーマ 脳科学から人の心を探る

報告者 中田力(新潟大学脳研究所・統合脳機能研究センター長/カリフォルニア大学教授)、加藤忠史(理化学研究所チームリーダー)、松下正明(東京都健康長寿医療センター理事長)

司 会 町野 朔(上智大学生命倫理研究所 教授)

第2回 平成23年9月16日

テーマ 脳から社会を考える

報告者 藤井直敬(理化学研究所チームリーダー)、青木清(上智大学生命倫理研究所所長)、浅見昇吾(上智大学生命倫理研究所 教授)

司 会 菱山 豊(科学技術振興機構経営企画部)

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十五号【研究所設立30周年記念号】

発行日 2011年12月22日

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十六号

発行日 2012年3月20日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第四号

発行日 2011年6月30日

名 称 マイケル・シーゲル、中山典子、松本哲人、吉永明弘著『経済・農業・思想・環境—環境問題の起源を探る—』

発行日 2012年3月31日

2011年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究所員、奥田太郎第一種研究所員、大庭弘継第一種研究所員(2011年度より新規任用)を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究所員3名の任用更新、同5名の新規任用、研究員1名の任用、非常勤研究員1名の再委嘱、同3名の新規委嘱を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。ただし、英語版ウェブサイトは未整備である。

懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会3回、シリーズ懇話会「脳科学が社会を変える?」3回、シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」2回、研究会1回、「経済と環境問題」準備研究会1回、共催講演会1回、共催シンポジウム2回を開催した。

出版物

『社会と倫理』第25号は、設立30周年記念号として、歴代所長へのインタビューを掲載した。また、通常年1号刊行のところ、本年度に限って第26号も刊行した。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏(元南山大学教授)の篤志に基づき2007年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第五回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて11篇の応募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文1篇、最終候補論文(佳作)4篇が選定された。

(丸山雅夫)

研究所活動記録

(2011年4月-2012年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

著書

『経済・農業・思想・環境——環境問題の期限を探る』共著、南山大学社会倫理研究所、22p.、2012年3月。

『なぜ教会は社会問題にかかわるのかQ&A』共著、カトリック中央協議会、2012年2月。

論文

「教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根差した愛』について」『Humanitas Catholica』清泉女子大学・短期大学カトリックセンター、pp. 79-96、2012年3月。

「温暖化対策の行き詰まりと環境問題への取り組み方」『社会と倫理』第26号、pp. 49-69、2011年12月。

翻訳

『真理に根ざした愛』カトリック中央協議会、154p.、2011年6月。

寄稿

「キリスト教と人権」『家庭の友』(連載第4号～第12号)、2011年4月号～12月号、8月号、pp. 34-35; その他はpp.30-31。

「『ガバナンスと環境問題』研究プロジェクト活動報告」『時報しゃりんけん』第4号、pp. 16-19、2011年6月。

「訳者あとがき」『真理に根ざした愛』カトリック中央協議会、pp. 155-159、2011年6月。

講演

「『教会の社会教説綱要』の第1章～第3章について」カノッサ修道女会大牟田修道院主催公開研修会、2011年4月2日。

「人類が現在直面する課題」テレジア会主催公開研修会、2011年6月3日。

研究会報告

"Consensus Building Revisited: Insights for a Dialogue Process Developed in Japan", Centre for Dialogue Seminar Series, La Trobe University Centre for Dialogue, 23rd February 2012.

奥田太郎【おくだ・たろう】

論文

「コンヴェンション／共感モデルの構想—現代倫理学のヒューム主義へのオルタナティブとして—」『アカデミア』人文・自然科学編、第3号、pp. 117-130、2012年1月。

寄稿

「『応用倫理学に未来がないならば、倫理学には未来がない』と言えるか?」(座談会記録「応用倫理学に未来はあるか?」)、『応用倫理』第5号、北海道大学応用倫理研究教育センター、pp. 75-80、2011年11月。

書評

馬淵浩二『倫理空間への問い—応用倫理学から世界を見る』(ナカニシヤ出版、2010年)『社会と倫理』、第26号、pp. 137-138、2012年3月。

学会発表

「Why Don't We Do It On This Book: 児玉聡『功利と直観』を「III 現代の論争」を中心に斬る」応用哲学会臨時年次大会ワークショップ「児玉聡『功利と直観』を読む」(責任者: 鈴木真)、応用哲学会臨時大会、京都大学、2011年9月23日。

"Comment on the Paper of Norman Daniels("Accountability for Reasonableness and Priority Setting"), presented to The Fourth GABEX International Meeting, in Tokyo, 8th January 2012.

講演

「高齢者ドライバー問題を考える」、中之島哲学コレージュ・哲学セミナー、アートエリアB1、2012年1月27日。

研究会報告

「『ドキュメント臨床哲学』合評会 臨床哲学のこれまでとこれから」の評者の一人として提題、第24回臨床哲学研究会、大阪大学豊中キャンパス、2011年4月9日。

「責任に関する幾つかの論点」、科研「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会、大阪大学中之島センター、



2011年9月5日。

「David Wiggins, "Claims of Needs" について」、「ヒューム主義の現在—Wiggins を徹底的に読む」研究会、専修大学神田キャンパス、2011年11月26日。

「もうひとつのヒューム主義 (alternative Humeanism) の提案：コンヴェンション／共感モデル構築の試み」、第11回モラル・サイコロジー研究集会、慶應義塾大学日吉キャンパス、2011年12月10日。

「保護する責任アプローチのどこに倫理的ツボがあるのか」、科研「保護する席にアプローチの批判的検討」研究会、大阪大学中之島センター、2011年12月26日。

「内部告発と責任」、科研「責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考案」研究会、名古屋大学、2012年2月20日。

「ウィギンズの倫理学とその方法」、規範倫理学・現代メタ倫理学研究会、北海道大学、2012年2月24日。

「英国道徳哲学における共感と良心」、「共通感覚」研究会、福岡大学、2012年3月12日。

大庭弘継【おおば・ひろつぐ】

論文

「グローバルな責任の死角—《国際社会の責任》と《平和維持活動要員の責任》の乖離」『平和研究』第36号、日本平和学会、pp.81-97、2011年5月。

「「存在可能」な主体——「国際共同体」の“存在”を巡る試論」『社会と倫理』第26号、pp.91-104、2012年3月。

「記録が残されないことに関する試論 — 業務の現場と政治学の視点から」『アルケイア』第6号、南山大学史料室、pp.25-47、2012年3月。

書評

「眞嶋俊造著『民間人保護の倫理—戦争における道徳の探求』(北海道大学出版会、2010年)」『社会と倫理』第26号、2012年3月。

「小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編著『国際政治哲学』(ナカニシヤ出版、2011年)」『社会と倫理』第26号、2012年3月。



寄稿

「大量虐殺と介入を考えるための十冊」『時報しゃりんげん』第4号、2011年6月。

学会発表

「存在証明というアンチノミー (二律背反) — 「国際共同体」を論じるための条件」日本国際文化学会第10回全国大会自由論題、名桜大学、2011年7月2日。

鈴木 真【すずき・まこと】

著書

T. Hribek & J. Hvorecky (eds.), *Knowledge, Value, Evolution*, College Publications, June 2011. (執筆担当部分: Chapter 17 “Evolution and Moral Skepticism”, pp. 227-255.)

論文

「帰結主義の必要条件とその根拠」『倫理学研究』第41号、関西倫理学会、pp. 125-136、2011年4月。

“Well-being, Desire and The Problem of ‘Miswanting’— Rethinking the Philosophical Theories of Well-being and the Practice of Informed Consent in View of Psychological Studies—”, *Applied Ethics: Old Wine in New Bottles?*, Sapporo: Center for Applied Ethics and Philosophy, Hokkaido University, Japan, pp. 13-22, June 2011.

“Utilitarianism and Evaluative Conflict between Actions”, *Revue d'études benthamiennes* 9 (URL= <http://etudes-benthamiennes.revues.org/438>), Centre Bentham, September 2011.

“Coping with Apparently Incomparable Alternatives— Pluralism, Parity, and Justified Choice”, *Dialogue and Universalism* 2(2) (URL=<http://www.emporia.edu/~cbrown/dnue/>), pp. 55-74, December 2011.

翻訳

キース・リリー「城下町と征服者——中世(1066年～1307年)イギリス・アイルランドの都市景観とその形成者」講演スライド、共訳(山村亜希:下訳を鈴木真が作り、山村亜希が完成稿にした)『公開国際講演会 日本とイギリスの城と町——戦を経て変わる景観、受け継がれる景観 資料集』科研費(基盤研



究S)「戦に関わる文字文化と文物の総合的研究」・愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科、pp. 2-43の奇数ページ (Keith Lilley, “Castle-towns and Conquerors: Urban Landscapes and Their Shapers in Medieval Britain and Ireland, 1066-1307 CE”), 2011年12月4日。

Adam Briggie, 「二重結果とデュアルユース」『科学・技術・倫理百科事典』、丸善 (Adam Briggie, "Double Effect and Dual Use" In *Encyclopedia of Science, Technology and Ethics*, Macmillan Reference, USA, 2005, pp. 543-546)、2012年3月。

書評

“Michael Slote, “Moral Sentimentalism.” Oxford University Press, 2010”, *Journal of Moral Philosophy* 9(1), pp. 131-133, January 2012.

「河原純一郎・坂上貴之編著『心理学の実験倫理——「被験者」実験の現状と展望——』(勁草書房, 2010)『社会と倫理』第26号、南山大学社会倫理研究所、pp. 140-142、2012年3月。

「児玉聡『功利と直観——英米倫理思想史入門』(勁草書房, 2010)『イギリス哲学研究』第35号、日本イギリス哲学会、pp. 91-93、2012年3月。

学会発表

「価値に関する思考実験」科学基礎論学会平成23年度講演会、愛媛大学、2011年6月5日。

「児玉聡『功利と直観』：哲学史の本としての性格と評価についての試論」応用哲学会臨時研究大会、ワークショップ「児玉聡『功利と直観』を読む——英米倫理学史から現代倫理学を展望する試み——」、京都大学、2011年9月23日。

“Does Democracy Monopolize a Right to Rule?—A Critique of Thomas Christiano’s Democratic Conception of Legitimate Political Authority—”, *Applied Ethics: The Sixth International Conference in Sapporo*, Center for Applied Ethics and Philosophy at Hokkaido University, 28th October 2011.

“Comments on Michael Davis’ “Imaginary Cases in Ethics: A Critique””, Workshop on Uses and Abuse of Imaginary Cases

in Ethics, *Applied Ethics: The Sixth International Conference in Sapporo*, Center for Applied Ethics and Philosophy at Hokkaido University, 28th October 2011.

研究会報告

「哲学における証拠としての直観の使用と、実験哲学」、名古屋哲学フォーラム「哲学の方法について考える——実験？それともア・プリオリに？——」南山大学、2011年9月3日。

「"everybody to count for one, nobody for more than one"—ベントムの金言、欲求充足、個人間比較と不公正の回避」京都生命倫理研究会例会、京都大学、2011年12月25日。

受賞

関西倫理学会優秀論文賞（「帰結主義の必要条件とその根拠」『倫理学研究』41号（2011）に対して）、2011年10月29日。

研究所活動記録

(2011年4月-2012年3月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2011年

- 4月9日 奥田所員、第24回臨床哲学研究会(於大阪大学)にて報告。
- 4月16日 奥田所員、中部哲学会委員会(於名古屋大学)に総務担当委員として出席。
- 4月24日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー(於東京)に参加。
- 5月8日 奥田所員、メタCT研究会(於キャンパスプラザ京都)に報告参加。
- 5月15日 大庭所員、世界法学会(於明治大学)に参加。
- 5月20日 社倫研シリーズ懇話会「脳科学が社会を変える？」第1回開催。
- 5月21日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー(於東京)に参加。
- 6月3日 奥田所員、鈴木研究員、南山大学哲学研究会(於南山大学)に参加。
- 6月5日 鈴木研究員、科学基礎論学会平成23年度講演会(於愛媛大学)報告参加。
- 6月11-12日 奥田所員、公共哲学京都フォーラム(於神戸ポートピアホテル)に討論者として招聘参加。
- 6月17日 社倫研第1回懇話会開催。
- 6月18日 鈴木研究員、南山大学哲学セミナー『意識の哲学の最前線②』(於南山大学)に参加。
- 6月22日 大庭所員、奥田所員、鈴木研究員、南山学会研究例会に参加。
- 6月25日 大庭所員、英国学派とポスト西洋型国際関係理論研究プロジェクト2011年度第1回研究会(於立命館大学)に参加。
- 6月26日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー(於東京)に参加。
- 7月1-2日 大庭所員、日本国際文化学会研究大会(於名桜大学)に報告参加。
- 7月2日 社倫研シリーズ懇話会「脳科学が社会を変える？」第2回開催。
- 7月3日 奥田所員、名古屋哲学研究会(於名古屋市立大学)に参加。
- 7月9日 大庭所員、第10回神戸記念レクチャー「人権とグローバルな正義」(法哲学・社会哲学国際学会連合日本支部主催、於同志社大学)に参加。奥田所員、中部哲学会委員会(於名古屋大学)に総務担当委員として出席。
- 7月15日 社倫研シリーズ懇話会「脳科学が社会を変える？」第3回開催。
- 7月16-17日 社倫研「経済と環境問題」準備研究会。
- 7月31日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー(於東京)に参加。奥田所員、応用哲学会理事会(於京都大学)に理事として参加。
- 8月14-20日 大庭所員、平和安全保障研究所アメリカ研修(於ワシントンDC)に参加。
- 8月21日 奥田所員、メタCT研究会(於キャンパスプラザ京都)に報告参加。
- 8月22-26日 奥田所員、金沢大学にて集中講義。
- 8月23日 鈴木研究員、第9回モラル・サイコロジ研究集会その一(於慶応大学)に参加。
- 8月25日 鈴木研究員、第10回モラル・サイコロジ研究集会(於京都大学)に参加。
- 8月29日-9月2日 大庭所員、北九州市立大学にて集中講義。
- 9月3日 鈴木研究員、名古屋哲学フォーラム「哲学の方法について考える—実験?それともア・プリオリに?—」(於南山大学)に報告参加。
- 9月5日 奥田所員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会(於大阪大学中之島センター)に報告参加。
- 9月14-16日 鈴木研究員、上智大学生命倫理研究所公開シンポジウム「脳科学に何が期待できるか?—脳研究の最前線と倫理—」(於上智大学)に参加。
- 9月18-19日 鈴木研究員、日本社会心理学会第52回大会(於名古屋大学)に参加し、質問紙調査を行う。
- 9月23日 奥田所員、鈴木研究員、応用哲学会臨時研究大会(於京都大学)に報告参加。
- 9月24-25日 奥田所員、中部哲学会年次大会(於三重大学)に参加。中部哲学会委員会に総務担当委員として出席。
- 9月27日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー(於東京)に参加。



- 9月30日-10月2日 奥田所員、日本倫理学会（於富山大学）に参加。
- 10月15日 大庭所員、英国学派とポスト西洋型国際関係理論研究プロジェクト2011年度第2回研究会（シンポジウム）（於立命館大学）に参加。
- 10月16日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。奥田所員、関西哲学会（於龍谷大学）に参加。
- 10月26日 大庭所員、奥田所員、鈴木研究員、南山学会研究例会に参加。
- 10月28日 鈴木研究員、Applied Ethics: The Sixth International Conference in Sapporo, Center for Applied Ethics and Philosophy at Hokkaido University（於北海道大学）に報告参加。奥田所員、同国際会議に参加。
- 10月29-30日 鈴木研究員、関西倫理学会第64回大会（於関西大学）に参加、優秀論文賞受賞。奥田所員、同学会に参加。
- 10月29-30日 大庭所員、日本平和学会2011年度秋季研究集会（於広島修道大学）に参加。
- 11月4日 鈴木研究員、創造的哲学者の会（於名古屋大学）に参加。
- 11月5日 鈴木研究員、フルブライト・ジャパン主催米国大学・大学院留学説明会（於名古屋国際センター）に米国大学院留学体験者として講演。
- 11月5-6日 奥田所員、ウィギンズ翻訳検討会（於東京）を主催・参加。
- 11月11-13日 大庭所員、日本国際政治学会2011年度研究大会（於つくば国際会議場）に参加。
- 11月15日 シーゲル所員、"Growing Sustainable Communities: 25 Years of Landcare Conference 1986-2011"（in Melbourne）に参加。
- Cricket Ground
- 11月19日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。
- 11月19-20日 鈴木研究員、第44回日本科学哲学会年次大会に参加し、質問紙調査を行う。
- 11月22-23日 シーゲル研究員、"Ethics in a Multi-faith Society: Muslims and Christians in Dialogue"（in Australian Catholic University, Melbourne）に参加。
- 11月23日 大庭所員、奥田所員、南山学会シンポジウムに参加。
- 11月26日 奥田所員、「ヒューム主義の現在」研究会（於専修大学）に報告参加。
- 11月30日 大庭所員、南山大学人間関係センター第1回定例研究会に参加。
- 12月3-4日 奥田所員、科学技術社会論学会（於京都大学）に参加。
- 12月4日 鈴木研究員、公開国際講演会『日本とイギリスの城と町一戦を経て変わる景観、受け継がれる景観—「日本とイギリスの城とまち—景観から読む戦の歴史—」（於愛知県立大学）開催補助・参加。
- 12月7日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第1回開催。
- 12月9日 鈴木研究員、国立大学法人名古屋大学グローバルCOEプログラム『テキスト布置の解釈学的研究と教育』第13回国際研究集会（於名古屋大学）に参加。
- 12月10日 奥田所員、第11回モラル・サイコロジ研究集会（於慶應義塾大学）に報告参加。
- 12月16日 大庭所員、南山大学資料室講演会に参加。
- 12月17日 大庭所員、平和安全保障研究所定例セミナー（於東京）に参加。奥田所員、「法と人間科学：責任素朴理解」研究会（於名古屋大学）に参加。
- 12月25日 鈴木研究員、京都生命倫理研究会例会（於京都大学）に報告参加。大庭所員、奥田所員、同研究会に参加。
- 12月26日 奥田所員、「保護する責任アプローチの批判的検討」研究会に報告参加。

2012年

- 1月7日 社倫研シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」第2回開催。
- 1月8-9日 奥田所員、4th GABEX International meeting(於ホテルニューオータニ東京)に報告参加。
- 1月27日 奥田所員、中之島哲学コレージュ・哲学セミナー(於大阪アートエリア B1)にて講演。
- 2月1日 シーゲル所員、"What Happens When Citizens Decide? Identifying What Works" (in Canberra) に参加。
- 2月4日 社倫研第2回懇話会開催。
- 2月18日 第5回社会倫理研究奨励賞選定委員会。
- 2月20日 奥田所員、「法と人間科学：責任素朴理解」研究会(於名古屋大学)に報告参加。
- 2月21日 大庭所員、奥田所員、鈴木研究員、エリック・ファッサン講演会(於南山大学)に参加。
- 2月24日 奥田所員、規範倫理学・現代メタ倫理学研究会(於北海道大学)に報告参加。
- 2月27日 大庭所員、南山大学 人間関係研究センター 公開ワークショップ(於南山大学)に参加。
- 2月28日 社倫研第3回懇話会開催。
- 3月2-11日 大庭所員、ルワンダ共和国調査旅行。
- 3月12日 奥田所員、「共通感覚」研究会(於福岡大学)を主催、報告参加。
- 3月16日 社倫研第1回研究会開催。
- 3月17日 奥田所員、メタCT研究会(於キャンパスプラザ京都)に参加。
- 3月24日 第5回社会倫理研究奨励賞授賞式・受賞記念講演会。
- 3月25日 大庭所員、奥田所員、京都生命倫理研究会(於京都女子大学)に参加。
- 3月26日 奥田所員、本郷メタフィジックス研究会(於東京大学)に参加。
- 3月26-27日 大庭所員、英国学派とポスト西洋型国際関係理論研究プロジェクト2011年度第3回研究会(シンポジウム)(於立命館大学)に参加。
- 3月27-28日 奥田所員、日本イギリス哲学会(於国際基督教大学)に参加。



南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

大庭 弘継 総合政策学部総合政策学科・講師 [国際政治学]

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

鈴木 真 人文学部人類文化学科・講師 [哲学、倫理学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大井 由紀 外国語学部英米学科・准教授 [移民研究、アジア系アメリカ人研究、グローバルイゼーション研究]

大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

杉原 桂太 情報理工学部情報システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

林 雅代 人文学部心理人間学科・准教授 [教育史、教育社会学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・准教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

客員研究所員

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

研究員

箆橋 一輝 南山大学国際化推進事業担当 [地球環境学、地球益経済論]

非常勤研究員

池田 丈佑 インド O.P. ジンダル・グローバル大学国際関係学部・准教授 [国際関係論]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

川崎 勝 南山大学経済学部・元教授 [日本近代史、日本経済史]

香坂 玲 金沢大学大学院人間社会研究域人間科学系・准教授 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院社会工学専攻・教授 [古代哲学、技術者倫理]

中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 大阪府立大学 21 世紀科学研究機構エコサイエンス研究所・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・センター長/准教授 [応用倫理学]

宮川 佳三 南山大学外国語学部・名誉教授 [アメリカ外交、日米関係論、国際関係論]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2012 年 4 月 1 日現在

研究プロジェクト関連マップ 2012

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト

編集後記

2011年度は、東日本大震災の爪痕も生々しいうちに明け、日本全国がこの未曾有の大災害に関する言説に溢れる一年間となりました。そのような状況下にあつて、社倫研としては特に大きな方針転換をすることもなく、着実に研究所活動を遂行することを心がけてきました。社倫研設立30周年記念号として刊行された『社会と倫理』第25号も充実した内容となり、同年度内に刊行された第26号もまた、若手の力が迸る勢いのある内容となりました。

新たに大庭弘継氏を第一種研究所員に迎え、鈴木真氏が研究員として社倫研に復帰したことで、複数の研究プロジェクトをさらに推進させるマンパワーが社倫研に加わったことも大きな変化の一つです。2010年度に引き続き、第二種研究所員の鈴木貴之氏の主導による「科学技術と倫理」研究プロジェクトも順調に進められ、それに加えて、第二種研究所員の三好千春氏の問題提起に基づき、シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」をスタートさせることもできました。このシリーズ懇話会は、手放しで3.11を特別視することなく、科学技術、エネルギー、復興という三つのキーワードのもとに、様々な地域に暮らす私たち一人ひとりが東日本大震災を契機に考えるべき課題について、異なる領域の研究者をお招きして、ともに論じ考えていく試みです。2011年度から2012年度にかけて、科学技術社会論、歴史学、工学、国際政治経済学、人類学、社会政治哲学、政治思想史、科学社会学の研究者とともに議論を交わしていきます。その他、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトが取り組む「経済と環境問題」研究も本格的に進展し始め、さらに水面下では、非常勤研究員の川崎勝氏の監督の下、南山大学第三代学長ヨハネス・ヒルシュマイヤー氏の著作集の編纂プロジェクトも進められています。

2012年度からは、マイケル・シーゲル研究所員が半年間の研究休暇を終え、新たに鈴木真氏を第一種研究所員に、桃山学院大学の谷口照三氏を客員研究所員に、籠橋一輝氏を研究員に迎え、さらに活発な活動を展開していく予定です。社倫研によるここ十年間の取り組みの集大成となるような成果が出せるように一同精進して参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

奥田太郎

2012 年 6 月 30 日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒 466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒 456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

